行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）

（平　成　１６　年　１１　月　１２　日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。

このため、各府省は、以下の指針に沿って、行政情報の電子的提供に関する措置を実施する。

Ｉ　電子的に提供する情報の内容

１　行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、電子的にも提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても電子的な公表を図ることとする。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

(1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

① 所管行政の概要

② 内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業、所在地、幹部の氏名、電話番号・ファクシミリ番号等（可能な限り課等の単位まで提供することとする。）

③ 所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「所管法人」という。）並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）についても上記に準ずる。所管の公益法人については、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合せ）に基づき提供することとなっている情報。所管の特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）に基づき提供することとされている情報。

④ 所管する法令（法律、政令、勅令、府令、省令、規則）、告示・通達（法令

等の解釈、運用の指針等に関するもの）その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文（法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。）

⑤　国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料

⑥　新規制定又は改正した法令の全文、概要その他分かりやすい資料

(2) 行政活動の現状等に関する情報

①　主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等及びその背景、事業の成果・実績又は進ちょく状況、事業費等に関する情報

②　審議会、研究会等の答申又は報告書等、審議経過、議事録又は議事要旨、その他会議に提出された資料等

③　統計資料その他の公表資料（可能な限り詳細なデータをデータベース等で提供する。）

④　白書、年次報告書等

⑤　規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（パブリックコメント手続）その他特定の政策等に係る意見募集に関する情報（「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定。平成 12 年 12 月 26 日一部改正）に基づき提供することとされている情報。）

⑥　法令適用事前確認手続に関する情報（「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定。平成 16 年 3 月 19 日一部改正）に基づき提供することとされている情報。）

⑦　申請・届出等の手続案内情報

⑧　調達情報（「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成 11 年 12 月 28 日 高度情報通信社会推進本部決定）及び「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 14 年 3 月 29 日　情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成 16 年 3 月 30 日最終改定）に基づき提供することとされている情報。）

(3) 予算及び決算に関する情報

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報

(4) 評価等に関する情報

①「行政機関が行う政策の評価に関する法律」により公表することとされている政策評価に関する情報

② 各府省の所管行政に対して行われた総務省行政評価局による行政評価等の実施結果、会計検査院による検査の実施結果等の情報

2 社会的な有効活用に資する情報

各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。

3 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する。

4 その他

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等からの意見・要望等を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図る。

II 電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

(1) 国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととし、複数のホームページ、データベースにより提供する場合においても、国民等の利便性を確保する観点から、各府省ごとに１つのホームページから容易に閲覧できるようにする。また、所管法人、国立大学法人等並びに所管の公益法人及び特別の法律により設立される民間法人のホームページについても、各府省のホームページから分かりやすく案内する。

(2) 特定の利用者に対する情報提供の場合やホームページやデータベースによる提供が適当ではないと判断される場合については、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し手段･媒体を決定する。

(3) 別紙１に掲げる情報については、各府省のホームページ上に共通のカテゴリー（掲載項目）を設け提供する。

２　時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

(1) 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。

(2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

３　提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

(1) 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。

(2) 政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供を行うため、別紙１に掲げる共通のカテゴリー（掲載項目）の表示位置は、各府省の本省庁ホームページのトップページの画面の右側とする。ただし、音声読み上げ等の利用に配慮して、ページの最初に共通のカテゴリー（掲載項目）へ直接進める機能を設けるものとする。

(3) 各府省のホームページの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。

　また、できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。

(4) 各府省は、これまで共通的に整備してきたクリアリング（所在案内）システム、白書等データベース及び告示、通達等データベースについて、個別のデータベースによる提供方法から、ＨＴＭＬ（エイチティーエムエル）（Hyper Text Markup Language（ハイパー テキスト マークアップ ランゲージ））形式等でホームページに掲載し、ホームページ検索を利用して検索ができる方法に切り替えるなど、より適切かつ効率的な提供手段を用いる。

また、大量のデータを提供する場合は、可能な限りデータベース化し容易に検索できるようにする。

(5) 各府省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。

また、必要に応じ、希望者に対し掲載情報の更新情報を電子メールで配信する機能を整備する。

(6) 各府省のホームページには、掲載情報の取扱い、内容等の問い合わせ先に関する別紙２の表示事項を掲載する。

また、ホームページに掲載する広報・報道関係資料についても、その内容に関する問い合わせ先を明記する。

4　情報セキュリティ等の確保

行政情報を電子的に提供するに当たって、各府省は情報セキュリティポリシーに基づいた提供情報の改ざん防止措置を講ずる等所要の情報セキュリティ対策を実施する。

特に、法令により公表等が義務付けられている情報のうち、国民等の権利、利益等に関連し、高い真実性又は信頼性を保持する必要のあるものについては、それに適切に対応した情報セキュリティ対策を実施する。

5　国民等との間における双方向の情報流通の確保

(1) 各府省のホームページ及び電子政府の総合窓口（以下「e-Gov（イーガブ）」という。）に設けられている、国民等からの提供情報を受け付ける窓口を活用して、所管行政に関する意見・要望等の収集を図る。重要な提供情報や頻度の高い質問等に対しては、各府省の考え方、対応等について説明する欄を設ける。

(2) 主要な施策、事業等の創設、変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設ける。

(3) 各府省のホームページ及びe-Gov（イーガブ）に他府省又は個別府省の所管行政に関する意見・要望等があった場合は、当該意見・要望等に係る所管府省が特定できるものについては、府省間の連携に努める。

6　電子的提供に伴う料金

指針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無料で提供するものとする。

ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。

III　行政情報の一元的、総合的な提供

インターネットによる政府の情報提供の一元的、総合的な窓口（ポータルサイト）として、以下の機能を持ったe-Gov（イーガブ）について、各府省との密接な連携・協力の下、最新かつ網羅的な情報提供に努めるとともに、国民等がより一層迅速かつ容易に情報を閲覧できるよう、検索・案内機能、提供情報等の充実を図る。

① 各府省のホームページから提供される情報の横断的検索
② 申請・届出等の手続案内情報の一元的提供（就職、結婚などライフイベント別案内等）及び検索
③ 組織・制度の概要及びパブリックコメントに関する情報の一元的提供
④ 別紙１に掲げる共通のカテゴリー（掲載項目）を設け提供する情報のカテゴリー別案内
⑤ 各府省のホームページ、個別行政分野データベース等の総合的案内
⑥ 行政文書ファイル管理簿（各府省において、データ、内容等の更新に努める）の横断的検索等

また、所管法人及び国立大学法人等についても、ホームページや「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づきホームページ等により提供する情報等について、横断的検索又は総合的案内を行う。

IV　その他

本指針は、情報通信技術の動向、国民等からの意見・要望等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

別紙1

各府省のホームページ上に共通のカテゴリーを設け提供する情報

区　分	共通のカテゴリー	提　　供　　内　　容
行政組織、制度等に関する基礎的な情報	組織・制度の概要（※）	○　内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業 ○　所在案内図（電話番号・府省メールアドレスを含む）
		○　所管行政の概要 ○　幹部職員名簿、可能な限り課等の単位までの電話番号・ファクシミリ番号
	所管の法人	○　所管法人及び国立大学法人等（可能な限り「組織・制度の概要」に準じた情報）、公益法人及び特別の法律により設立される民間法人に関する情報
	所管の法令、告示・通達等	○　所管法令の一覧及び全文 ○　所管の告示・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文 ○　新規に制定された法令の全文、概要その他分かりやすい資料 ○　改正された法令の全文、改正の概要その他分かりやすい資料
	国会提出法案	○　国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料
行政活動の現状等に関する情報	審議会、研究会等	○　答申・報告書等の全文及び要旨 ○　審議録の要旨又は全文 ○　関係資料の全部又は抜粋
	統計調査結果	○　統計資料その他の公表資料
	白書、年次報告書等	○　白書等の全文及び要旨
	パブリックコメント（※）	○　規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月23日閣議決定。平成12年12月26日一部改正）に基づく掲載
	法令適用事前確認手続	○　行政機関による法令適用事前確認手続の導入について（平成13年3月27日閣議決定。平成16年3月19日一部改正）に基づく掲載
	申請・届出等の手続案内（※）	○　手続案内 ○　様式、記入方法及び記入例 ○　審査基準、標準処理期間　等
	調達情報	○　バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）及び情報システムに係る政府調達制度の見直しについて（平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日最終改定）に基づく掲載
予算及び決算に関する情報	予算及び決算の概要	―
評価等に関する情報	評価結果等	○　政策評価の結果等
各区分に共通する情報	大臣等記者会見	○　大臣等記者会見の概要
	報道発表資料	―
	情報公開	○　情報公開の手続・窓口案内情報

（注1）　本カテゴリーによりがたい場合、適宜変更等は可能とするが、e－Govにおいては、これを基本としてカテゴリー別案内を行う。なお、上表中の※印を付した情報はe－Govにおいて政府全体として一元的・体系的に提供する。

（注2）　掲載期間は、特段の別途の定めがない場合は、公表後3年間を基本とする。

別紙2

ホームページの掲載情報の取扱い等に関する表示事項

1　掲載情報の取扱い等

○　掲載情報の著作権に関する記述

○　掲載情報の利用に関する記述

○　掲載情報の無断改変禁止に関する記述

○　掲載情報を用いた行為への責任に関する記述

2　その他

ホームページの内容等に関する問い合わせ先

(担当部局課名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等)

甲3号証

今日の焦点

日本の電子政府はなぜ進まないか

先日韓国の電子政府を視察してきた。2012年の国連電子政府ランキングで世界第1位の国である。日本は残念ながら18位に低迷している。

日本のブロードバンド環境は世界最高水準にあり、インターネットや携帯の普及も世界の上位である。それにもかかわらず電子政府はなぜ低迷しているのだろうか。今回韓国の状況を見て彼我の差に愕然とするとともにその理由の一端を見た。

読者の皆様にも日本との違いを考えて頂きたい。

1 政策

韓国はICT立国を標榜し、10数年にわたり電子政府の構築を継続して行ってきている。また単に現状をIT化するのではなく、必ずBPRを行った後にシステム化を行っている。そして常にグローバルを意識し最終的にシステム輸出に繋げたいとしている。

すなわち政策、法律制定、投資、評価のサイクルが機能しており、全国標準的なものは国が作り、ローカルなものはローカルで作るという役割分担も明確である。

「電子政府法」の一文を紹介しよう。「行政機関は特別な理由がある場合を除き、行政機関の間で電子的に確認できる事項を国民に証明書など提出させてはならない」(法律8852号2章条)。電子化されている証明書は40を越え、日本で言えば住民票とか納税証明等の提出は不要ということである。またこの自治体システムは、基本部分を国が構築し自治体に配っている。

2 使い勝手

いくらシステム化しても使いにくければ国民は使わない。韓国では、ほとんどの行政への申告が世界中どこからでもPCとインターネットがあれば出来る。例えば転居の場合、PCから国民IDとパスワードを入れればOKである。さらに申請が終わるとメッセージが届き「あなたはあと7つの処理が残っていますが処理しますか」との問い合わせと一覧表の表示があり、YESボタンを押すと運転免許証や、年金等の住所変更が自動的に行われる。証明書を取得する場合は発行機は地下鉄の駅、病院のロビーなど町中にたくさんあり、これは先ほどのID等に加え指紋認証が付加されている。

3 個人認証

セキュリティは重要度により分かれている。パスワードだけの場合、指紋認証による場合、さらに重要度の高いものは電子認証が使われている。電子認証機関には民間の会社が使われている。韓国でも最初は政府が用意した機関が公的個人認証を行っていたが、使い勝手が悪くあまり使われなかったので、今は銀行等が利用するのと同じ認証機関が役割を代替している。その結果今や国民の半分、経済人口の9割が認証を登録している。

㈱NTTデータ　相談役
情報サービス産業協会（JISA）会長
浜口 友一氏

日本の電子政府が普及しないのは、セキュリティ対策のための使い勝手の悪さが大きな原因であるが、特に公的個人認証が一番問題である。役所での登録の方法も分かり難いし、これの為だけにICカードリーダを買わなければならないのがネックである。

日本ではインターネット・ショッピングや予約などが急速に伸びているが、大きな事故が起きたとは聞かない。メールアドレスとパスワードで十分使えている。大半の処理は、この程度で十分ではないか。普及のためには、セキュリティの重要度によって対策を分けるべきであろう。

4 システム構築体制

韓国では「情報化振興院」という半官半民の組織があり、政府のIT戦略の立案、発注仕様書の作成、政府プロジェクトへのPM及びサポートチームの派遣等を行っている。

約300名の高度なIT専門家で構成され、この組織のヘッドが政府CIOを兼ねている。政府がシステムを発注する際は、業務部局と振興院が相談して発注書を作り入札にかける。入札の評価をするため約200名程度の有識者がリストアップされており、その内から20名程度がランダムに抽出され情報遮断して（ホテル等に泊まりこみ）評価する。評価は技術点が7～8割を占める。

余談だがシンガポールではこれらに千数百名の体制があるそうである。

結局、国・行政の情報化はこれくらいの体制を持つ覚悟が必要なのであろう。一見経費がかかる様に思えるが、この分発注費が削減できることを考えると、返って安くつく。ただし、ハイレベルの要員を集めることが必須要件であり、その為には民間の機動力や給与の柔軟性を持った組織とする必要がある。

http://www.bcm.co.jp/site/2012/06/1206-focus-today.pdf

甲4号証

進まぬ電子行政は国家の恥（vol.18）

木内里美の是正勧告 2010年3月8日(月)

1994年12月、行政情報化推進基本計画が閣議決定された。いわゆる電子政府、電子自治体と称する行政系の情報化の始まりである。それから15年、計画は全くといっていいほど進展を見せていない。

1994年といえば、インターネットが急拡大する前であり、初のWebブラウザ「Mosaic」が公開された直後のこと。計画自体は、世界的に見ても先進的だったといえるだろう。しかし、その後進んだのは霞が関WANや各省庁のLAN、住基ネットなど、いわばハード中心のインフラ整備だった。

能力のなさを露呈

2001年には「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」、いわゆるIT基本法が策定され、行政の情報化が重点分野に位置づけられた。2003年には行政手続オンライン化法が施行され、電子政府構築計画も閣議決定された。内容面では行政手続きのワンストップサービスや業務・システムの最適化計画など、ハードからソフトへ重心が移動。いよいよ世界に誇れる電子行政が実現されるかに思えた。

だが、いまだに成果は上がっていない。IT戦略本部のe-Japan（2001年）は、総務省単独のu-Japan（2006年）構想を挟んでi-Japan（2009年）に変わり、成果は2015年まで先送りになった。電子政府はまとまらず、電子自治体はバラバラである。

推移を冷静にみれば、国家の威信を無くした醜態だ。“国家の恥”とも言える。先進諸国から見れば、あるいは途上国から見ても、金をばらまくハードはともかく、ソフトの能力がないことを露呈してしまった。見本や手本にする国、あるいは競合相手とは見做されない。民主党による新政権も、電子行政にはほとんど言及しない。

進まぬ要因

進まぬ電子行政に業を煮やし、経団連が幾度も提言を投げかけている。直近では2009年11月17日に「ICTの利活用による新たな政府の構築に向けて」を提言した。経団連会長の新年メッセージでも、これに触れている。

一体なぜ、こんな醜態をさらす羽目になったのか？ 電子行政が進まぬ要因、阻害要因は産業界からの評価やメディアの論評で様々に指摘されているが、おおむね次のようなものである。

1. 業務の簡素化・標準化、いわゆるBIiRに取り組まないこと
2. コスト意識の欠如ゆえにインセンティブが働かないこと
3. 国家CIOや推進体制などが無くITガバナンスが出来ていないこと
4. ナショナルIDや企業共通コードなどが整備されないこと
5. 予算制度や法制度に不備があること
6. 利用促進策が不足していること

確かに実態としてこれらの要素は存在し、行政府も認識している。それでも進まず先送りされていく計画を見ると、もっと根源的な欠陥に思い当たる。それは日本の将来にも関わるかなり深刻な問題かもしれない。

本当の理由と韓国との差

それはデザイン力の問題である。システム構築力といってもいい。ここでいうシステムは情報システムのことではなく仕組みのことである。デザイナー不在の問題は前回の本欄でも書いたが、企業活動においても見受けられる。

部品作りは得意だが、システム作りは上手とはいえない。ルールは作れても体系化は上手くない。フレームワークなどは輸入物を活用することが多い。情報分野においてもデザイン力がないと複雑で横断的な仕組みがうまく作れないし、キラーアプリケーションのようなものも生まれて来ない。

だからといって日本に仕組みのデザインが出来る人材がいないとは思えない。国民的な特性なのか、教育の影響なのか、あるいは思考訓練の不足なのかわからないが、人材が育っていないのは事実であろう。

一方、韓国では電子行政が着々と進んでいる。行政安全省が住民サービスの先進事業として推進に取り組んでおり、2010年末までにはほとんどの住民サービスをオンライン化するという。

同時に232の自治体がシステム統合して合理化を図っている。そして韓国では住民サービス事業をG4C（Government for Citizen）事業と呼ぶ。G2C（Government to Citizen）でないところにデザイン力の差を感じる。

木内 里美

大成ロテック監査役。1969年に大成建設に入社。土木設計部門で港湾などの設計に携わった後、2001年に情報企画部長に就任。以来、大成建設の情報化を率いてきた。講演や行政機関の委員を多数こなすなど、CIOとして情報発信・啓蒙活動に取り組む

IT担当者のための業務知識講座（11）：

“上から目線”の排除が、電子政府推進のカギ

http://www.itmedia.co.jp/im/articles/1208/24/news136.html [PDF出力]

国連が2012年に発表した「国連電子政府サーベイ 2012」で日本は18位となるなど、電子政府の取り組みは遅れている。官公庁におけるIT活用の課題は何なのか、今あらためて考える。

2012年08月24日 12時00分 更新

[杉浦司，**@IT**]

電子政府と電子自治体の動向

今回は、官公庁におけるIT活用を見ていきたいと思います。その柱となっているのが、2000年に当時の森喜郎総理大臣が衆参両院本会議で示した「E-ジャパン構想」です。この構想における施策の1つとして発表されたのが、行政サービスの利便性を向上させる「行政の情報化」などを盛り込んだ「IT基本法」（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）でした。

IT基本法は、国や地方公共団体に対して高度情報通信ネットワーク社会の形成を義務付けるものです。このIT基本法の制定を受けて、2000年11月には「IT基本戦略」が策定されます。これは、『すべての国民が情報技術（IT）を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて～中略～**超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現、電子商取引ルールの整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成**等を通じて、～中略～我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す』（「IT基本戦略」より抜粋）というものです。

ただ以上のうち、行政サービスの利便性が向上するとして大いに期待された電子政府化が、当初の想定ほど進まなかったため、2010年に「新たな情報通信技術戦略」と「新たな情報通信技術戦略工程表」が策定されました。この「新たな情報通信技術戦略」において、2020年までに、国民が自宅やオフィスなどの行政窓口以外の場所において、生活に関係する申請手続や証明書入手を、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする「国民本位の電子行政の実現」が盛り込まれたのです。

しかし、電子政府化は進展しているとは言い難い状況にあります。例えば、国連が発表した「Global E-Government Survey 2012（世界電子政府調査 2012）」では、日本と韓国は行政制度に共通点が多いとされているにもかかわらず、韓国が1位で日本は18位でした。行政分野のIT化は、今非常に急がれているのです。

【参考リンク】
▼高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（首相官邸ホームペー

ジ）
▼新たな情報通信技術戦略（首相官邸ホームページ／pdf）
▼Global E-Government Survey 2012（国際連合ホームページ）

官公庁における顧客は誰か？～誰のための価値創造か～

　では、そうしたIT活用の現状はさておき、ITで行政上の価値を提供する相手となる「官公庁の顧客」について考えてみましょう。

　官公庁における顧客は、当然のことながら、主体が政府であれば国民であり、地方自治体であれば地域住民ということになります。しかし、ひと口に国民、地域住民といっても、誰もが同じ考えの下、同じ条件で生活を営んでいるわけではなく、そこには経済状況や思想信条、ライフスタイルなどが異なるさまざまな人が住んでいます。従って、電子政府と電子自治体においても、民間企業のCRM戦略と同じように、“顧客とその顧客価値”を識別することが必要になるのではないでしょうか。

　画一化された窓口手続きや申請書様式は、事務の効率化にはつながるかもしれませんが、「多様な国民、地域住民の満足や豊かな生活を実現する」という目的とはかけ離れていると言えます。時間がないビジネスパーソンにも便利で、身障者や高齢者にもやさしい行政サービスを実現するためには、もっとフレキシビリティあるサービス提供を考えるためのホスピタリティの精神が鍵を握るはずなのです。

官公庁における組織の使命は何か

　次に、官公庁という組織の使命を振り返ってみましょう。これについては憲法や法律で明確に規定されています。

日本国憲法第15条より引用

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、

一部の奉仕者ではない。

国家公務員法第96条より引用

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、

公共の利益のために勤務し、

且つ、職務の遂行に当つては、

全力を挙げてこれに専念しなければならない。

地方公務員法第30条より引用

> **すべて職員は、**
>
> **全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、**
>
> **且つ、職務の遂行に当つては、**
>
> **全力を挙げてこれに専念しなければならない。**

官公庁で働く人々は職務の違いこそあれ、「全体の奉仕者」として公共の利益のために働くという点において共通しています。ここでも問題となるのは、「全体」や「公共」とは具体的に誰や何を指すのかという点です。それは前述の通り、ひと言で言ってしまえば「千差万別の国民」ということになりますが、公務員はそうした国民全体に分け隔てなく利便性を提供するという、非常に高度で難しいミッションを背負っているのです。

「もっとフレキシビリティあふれる行政サービスを」と前述しましたが、その一方で、受益の権利を主張するのは当然であるかのごとく、「われわれ国民は～」などと軽々しく口にすべきでもありません。電子政府をはじめ、国や自治体に山積している課題を知っておくとともに、千差万別の国民を相手に非常に重い責務を負っている公務員の苦労もまた、きちんと認識しておくべきなのです。

官公庁における主な業務

次に、官公庁の主要業務を見てみましょう。官公庁には省庁だけでも多数の機関があるため、統一的な業務モデルを提示することは容易ではありません。そこで、ここでは総務省が運営している電子政府の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」のメニュー構成から、国が考えている行政サービスの体系を俯瞰してみることにします。

e-Govの行政手続案内ページでは、個人向けと企業・事業者向けのどちらかを選択するようになっています。個人向けでは、「生まれる／育てる」「結婚する／離婚する」「亡くなる」「住所／住居」「納税する」「登記／供託」「社会保障」「恩給を受ける」「治療を受ける」「自動車等の運転に関すること」「お金に関すること」「レジャー」「ペット」「仕事に就く」「休職／退職／失業」「免許・資格に関すること」「知的財産権」「選挙」「戸籍」「障害をお持ちの方へ」「外国人の方へ」「その他」という22の手続分類が提示されています。

企業・事業者向けでは、「会社の設立や会社関係で変更があった場合」「登記／供託」「役員関係で変更があった場合」「従業員」「決算」「税」「雇用・福利厚生・社会保険」「共済制度・組合」「貿易･輸出入」「知的財産権」「国家資格」「設備・機器」「事業計画・報告」「中小企業支援」「民事手続」「公安委員会」「調査統計」「活動終了」「各サービス分野固有の手続き」という19の手続分類が示されています。

図1 電子政府の総合窓口「e-Gov」

一般的な行政サービスを列挙しただけでも、実に41もの手続きがあり、利用する際にその組み合わせもあることを考えれば、いかに行政サービスが複雑で煩雑なものか、実感できるのではないでしょうか。こうした各種手続きを少しでもシンプルかつ柔軟に利用可能とすると同時に、公務員の業務効率も向上させることが、今求められているのです。

単純な効率化策ではなく、利用者視点のIT活用施策が不可欠

最後に、官公庁におけるIT利用上の課題として、電子政府と電子自治体の推進について考えてみることにします。そのためには、IT基本法の中にある「行政の情報化」の概念が参考になります。

IT基本法第20条より引用

> **高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。**

ここに書かれている「国民の（行政サービスにおける）利便性向上」という外向けの取り組みと、「行政運営の簡素化や効率化及び透明性の向上」といった内向けの取り組みを両立させることは、理想ではありますが、決して簡単なことではないでしょう。

「申請手続きの簡素化による国民の負担軽減」というシナリオにおいては、IT利用による改善の余地がまだまだ残っているように思われますが、前のページでも述べたように、「国民1人1人のニーズに合ったサービス提供による満足度向上」というシナリオについては、単に事務作業を機械化すれば済むような話ではないためです。また、そうした満足度向上のための施策は、「事務の効率化によって生じた人的リソースを、相談窓口などに再配置すれば良い」といった程度で済む問題でもありません。

今求められているのは、IT利用によって、“今まではできていなかった、かゆいところに手が届くサービス”を新たに考え出すことなのです。そのためには、まず「国民」「行政手続き」といった言葉の響きからも、ときにうかがえるような“上から目線”を排除し、民間企業と同じように「顧客」「顧客サービス」という視点に立ち、サービス志向を確立することが不可欠です。

そうしたサービス志向を持つことによって、「利用者の立場で考える」「利用者の声を聞く」といった当たり前のマーケティングスタイルが生まれてくるはずです。そして、そうした視点を強化していくことで初めて、ホテル業などのサービス業者がこぞって取り組んでいる、「ホスピタリティの向上」というテーマも見えてくるのではないでしょうか。

行政サービスのあるべき方向性として指摘されることの多い「ワンストップサービス」や「カスタム対応」も、この“ホスピタリティの精神”に根差したものであるはずです。今後、民間企業と組んででも顧客価値の向上を図ろうとする動きが出てこなければ、同業者や異業種、さらには顧客とも積極的に連携しようと考える、民間企業のサービスレベルにはとうてい到達できないのではないでしょうか。

「IT」ではなく、「ICT（情報通信技術）」という言葉をあえて使っている電子政府の理念からしても、インターネットを利用した“官民の壁を越えたネットワーク組織やサービス”を模索すべきでしょう。真に目指すべきものは、官公庁単独のクラウドサービスではなく、マッシュアップによって「官民が統合されたWebサービス」なのではないでしょうか。

今回で業種ごとの業務知識の紹介は終わりとし、次回からは視点を変えて、「部門ごとの業務知識」という切り口からIT利用とその課題を考察します。その第1回として、次回は「営業部門の業務とIT利用」を取り上げます。

現在、多くの企業がSFA（営業支援システム）やCRM（顧客関係管理）による営業プ

ロセスの強化に取り組んでいますが、「SFAやCRMは本当に有用なのか」「有用だとすれば成功の鍵はどこにあるのか」など、業務システム活用の在り方をあらためて見直していきたいと思います。

著者紹介

▼杉浦 司（すぎうら つかさ）

杉浦システムコンサルティング,Inc　代表取締役

京都生まれ。

MBA／システムアナリスト／公認不正検査士

立命館大学経済学部・法学部卒業。関西学院大学大学院商学研究科修了。信州大学大学院工学研究科修了。京都府警で情報システム開発、ハイテク犯罪捜査支援などに従事。退職後、大和総研を経て独立。ファーストリテイリング、ソフトバンクなど、システム、マーケティングコンサルティング実績多数。

Copyright© 2013 ITmedia, Inc. All Rights Reserved.

甲6号証

電子行政：オピニオン／インタビュー

日経ガバメントテクノロジー

国連電子政府ランキング1位の韓国と日本の差［前編］

2012/01/26

（廉 宗淳＝イーコーポレーションドットジェーピー）

日本における電子政府・電子自治体の実現は、国際的に高い評価を得ていない。その大きな原因は、日本における電子化が結果的に電子化そのものに目的が移ってしまい、電子政府・電子自治体の推進目的である行政の業務効率向上や行政サービスの向上を目指すものになっていない点にある。

一方、ここ数年の間に飛躍的に評価を高めてきた韓国では、大統領の強力なリーダーシップの下、行政のパラダイムシフトの一環として電子政府化が推進されてきた。ITコンサルタントとして、日本の電子政府や電子自治体の現場で、業務プロセスの革新や、情報システム開発などをサポートしてきた経験から、この違いについて考察する。

2010年に韓国は大躍進、日本は17位に転落

私はITコンサルタントとして、日本の電子政府や電子自治体の現場で、業務プロセスの革新（イノベーション）や、情報システム開発などをサポートする立場にある。特にここ数年間は、個人の身分として青森市の情報政策調整監、佐賀県情報企画監などを務めており、嘱託だが公務員としての身分を持ち、電子自治体を推進する側の立場にも立っている。

また、2010年9月からは総務省の行政管理局が主管する政府情報システム改革検討会の構成員となり、各省庁の電子政府事業について、推進上の問題点や改善点などを総務省に提言する活動なども行っており、電子政府や電子自治体サービスの現状を肌で感じる機会が多い。そのようなことから、電子政府・電子自治体システムを作る側の立場と利用者としての立場の両面を経験している。

私自身は韓国人であり、日本に来るまではソウル市の地方公務員として働いていたこともあり、韓国の地方行政業務にはある程度の知識があった。それらの経験から見ると、韓国と日本の行政システムは非常に似ていて、日本の地方行政業務の中身を知れば知るほど、韓国と類似していることを実感している。

なぜ両国の政府組織、行政制度、関連法制などが類似しているのか。それは過去の歴史に由来する。もともと朝鮮は王国であったが19世紀初めに日本の植民地となり、朝鮮王国は歴史から消え朝鮮半島は日本の一部にな

った。その後、日本は京城（今のソウル）に朝鮮総督府を設置し、日本と同様の法律や行政制度を適用した。それから36年後の1945年に日本が太平洋戦争に敗戦して大韓民国政府が樹立することになり、当時の政府は日本植民地時代の政府組織や行政制度をそのまま踏襲し続け、時代の変化に合わせながら今日に至っている。

こうした歴史を背景にしている両国の法律や制度を比較しながら双方の経験、成功事例を発掘して提供することにより、試行錯誤などを経験せずに済むし、経済的かつ便利な電子政府・電子自治体を推進できるよう、絶えず努力してきたつもりである。

両国政府の電子政府・電子自治体推進に関するリーダーの熱意や莫大な投資、それらを推進する体制、公務員の意欲、ITベンダーの技術力、国民的なITリテラシー、通信インフラなどを見る限り、外見上ではそれほどの差を感じられない。むしろ、日本はICT先進国として、世界一のインフラを保有している国として評価されているのも事実である。

しかし、電子政府・電子自治体の構築が進んでいるものの、国民生活に直接影響を及ぼすほど便利になったとか、行政業務の効率がよくなったとか、予算が節減されたというような話は、あまり聞こえてこない。それはなぜなのか。

それらの問題点を解決するために、電子政府・電子自治体推進関係者は、懸命に力を注いでいるところである。このような状況の中で、日韓両国の電子政府・電子自治体の推進において、目に見えるところではなく、目に見えないところでの違いを考察する必要を大いに感じる。

Country	E-Government 2010	Rank 2010	Rank 2008	Rank Change
Republic of Korea	0.8705	1	6	+5 ↑
United States of America	0.8510	2	4	+2 ↑
Canada	0.8448	3	7	+4 ↑
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	0.8147	4	10	+6 ↑
Netherlands	0.8097	5	5	–
Norway	0.8020	6	3	-3 ↓
Denmark	0.7872	7	2	-5 ↓
Australia	0.7863	8	8	–
Spain	0.7518	9	20	+11 ↑
France	0.7510	10	9	-1 ↓
Singapore	0.7476	11	23	+12 ↑
Sweden	0.7474	12	1	-11 ↓
Bahrain	0.7363	13	42	+29 ↑
New Zealand	0.7311	14	18	+4 ↑
Germany	0.7309	15	22	+7 ↑
Belgium	0.7225	16	24	+8 ↑
Japan	0.7152	17	11	-6 ↓
Switzerland	0.7136	18	12	-6 ↓
Finland	0.6967	19	15	-4 ↓
Estonia	0.6965	20	13	-7 ↓

図1●国連の世界電子政府ランキング（2010年）
出典：国連のWebサイト
[画像のクリックで拡大表示]

図1は、国連が発表した2010年世界電子政府ランキングである。韓国は2008年には6位だったが、2010年には世界1位に大躍進している。半面、日本は2008年に11位であったものの、2010年には17位に転げ落ちてしまった。

いったい、日本と韓国の電子政府・電子自治体の推進にはどのような違いがあり、ここまでの差が生じるのか。このような話になると、韓国とは

行政制度が違うとか、企業の商慣習が違うとか、国民性が違うとかの憶測がされるが、そのような自己肯定だけでは、真の問題解決にはならない。むしろ、ここまでの差がついた真の原因を探り出し、それらの対策を施すことが有意義だろう。

業務の電算化と電子政府・電子自治体は別物

そもそも、電子政府・電子自治体という言葉の意味について、考えたことがあるだろうか。私は仕事の関係上、電子政府や電子自治体を素材とする公務員やベンダー向けの講義の機会が多く、その講義の中で必ず受講者の皆さんに質問を投げかける。「電子政府・電子自治体ってなんでしょうか」と。

しかしこれらの質問に明快に正解を出してくれる例は少ない。要するにこれらに携わっている多くの皆さんは、電子政府・電子自治体が何かを確実に理解しそれらに対する信念に基づいて事業を進めているわけではなく、行政業務の情報化の一環として、行政サービスチャネルの多様化の一環として理解していると思われる。

特に注目してほしいのは、「行政業務の電算化」と「電子政府・電子自治体」の差異についてである。今までも数十年間にわたり、行政業務を手作業からPCを使った電算処理化を進めた時代、また、汎用機という性能の優れたコンピュータを使った時代、さらにIT産業の発展により、コンピュータの性能が飛躍的に向上し、クライアントサーバー方式のシステム、最近ではウェブシステムに至るまで、技術の発展に合わせて行政業務の処理を発展させてきた。

しかし、それらの「行政業務の電算化」と「電子政府・電子自治体」は何が違うのか。それらに疑問を持たずに、今まで「行政業務の電算化」の延長線で、「電子政府・電子自治体」の構築を進めてきたのではないか。

図2は、私自身が電子政府などを説明するために、作った行政サービス5段階を示している。内容は以下のとおりである。

第1段階：住民票などは紙の台帳として保管され、住民票の発行には紙の台帳を複写機で複写して、首長の官印を押して提供する段階
第2段階：コンピュータにデータを登録し、住民票はプリンタから印刷して提供する段階
第3段階：証明書自動発行機などを使い、職員が対応せずに、機械から住民が直接住民票などを取得できるようなサービスを提供する段階
第4段階：電子申請・電子交付などができる段階で、住民がインターネットなどを利用して、行政側とネットを通じて直接やり取りをして、対面せずに各種手続きや証明書の交付を受ける段階
第5段階：そもそもこの類の証明書は、役所から発行されて、大半は役所も

しくは役所のような機関に提出されることから、役所同士をネットでつなげた情報連携を通じて、証明書などの提出義務を廃止する段階

図2●行政サービス5段階と電子政府・電子自治体の定義

行政サービス5段階の分類の中で、私は行政業務の電算化と電子政府・電子自治体の分岐点を“2.5段階”ではないかと主張している。上記の分類には2.5段階は存在しないのだが、行政サービス第3段階の基準である「証明書自動発行機」が役所の中に存在するか、地下鉄の駅や病院、銀行などの住民が手軽に利用できる場所や、実際に証明書が必要となる場所などに設置されているかによって変わるので、3段階ではなく、2.5段階と言うのである。

つまり、これらの機械が役所内に設置されていることは、あくまでも役所側から見た効率や利便性の向上が目的であり、住民のためとは言い難いのではないか。むしろ、住民が簡単にアクセスできる場所や証明書そのものが必要になった時に、近くに証明書発行機があるほうが、わざわざ役所まで行かなくて済むのだから、真の国民のためのサービスであると言えるだろう。

電子政府/自治体とはICTによるパラダイムシフト

ここ数年間、電子政府・電子自治体の推進に直接・間接に携わってきた中で痛切に感じたことは、現行の行政業務プロセスそのものが、紙ベース、対面ベースを基本として成り立っており、それらを支えているいわゆるパッケージと言われる製品も、そのような現状を踏まえて作られたものであるという根本的な問題点であった。

要するに民間企業でいえば、昔は企業の情報システムと言えば、MIS（経営情報システム）と呼ばれるものであった。それは企業経営に必要な各部門ごとのシステム、すなわち人事給与、財務会計、営業、生産管

理、資材管理、在庫管理などのシステムがそれぞれ独立システムとして存在し、データ連携ができず、各システムごとにデータを二重入力したり、手作業でデータをコピーしてほかのシステムに読み込むなどの対応をせざるを得なかった。

しかし、近年にはERP（統合業務管理システム）の概念が導入され、一度入力されたデータは最後のシステムまで流れて、一貫した業務処理が効率よく迅速に行われるシステムに発展した。しかし、行政関連システムに関しては、いわばMIS的システム構造がそのまま温存されており、業務効率の向上には限度がある。だからシステム最適化の話になると必ず、ダウンサイジングとか仮想マシンを使ったハードウエアの統合などが主たるものになりがちである。

筆者はここ数年、沖縄県浦添市の基幹システム開発や佐賀県自治体クラウドシステム開発の推進にあたって、行政業務のBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）に重点を置いて進めた。その結果、情報システムを云々する以前に、今までの行政業務のプロセスを根本的に変えることによって、業務効率は高まり、余計な業務プロセスがなくなるので、情報システムもシンプルなものにできるという事実を発見できた。いわば、民間部門のMISからERPへの発展のように、いわゆる行政業務のERPを作ることであった。

これらのBPRについて、理解を助けるために自治体の固定資産税の計算に関するプロセスの改善の可能性として一例を挙げる。**図3**に示すように、現行の業務プロセスでは自治体の職員が固定資産税の賦課のために、管轄法務局に行って登記済み通知書をコピーして持ち帰り、一枚一枚紙を見ながら名寄せ作業をした後、賦課作業をしている。

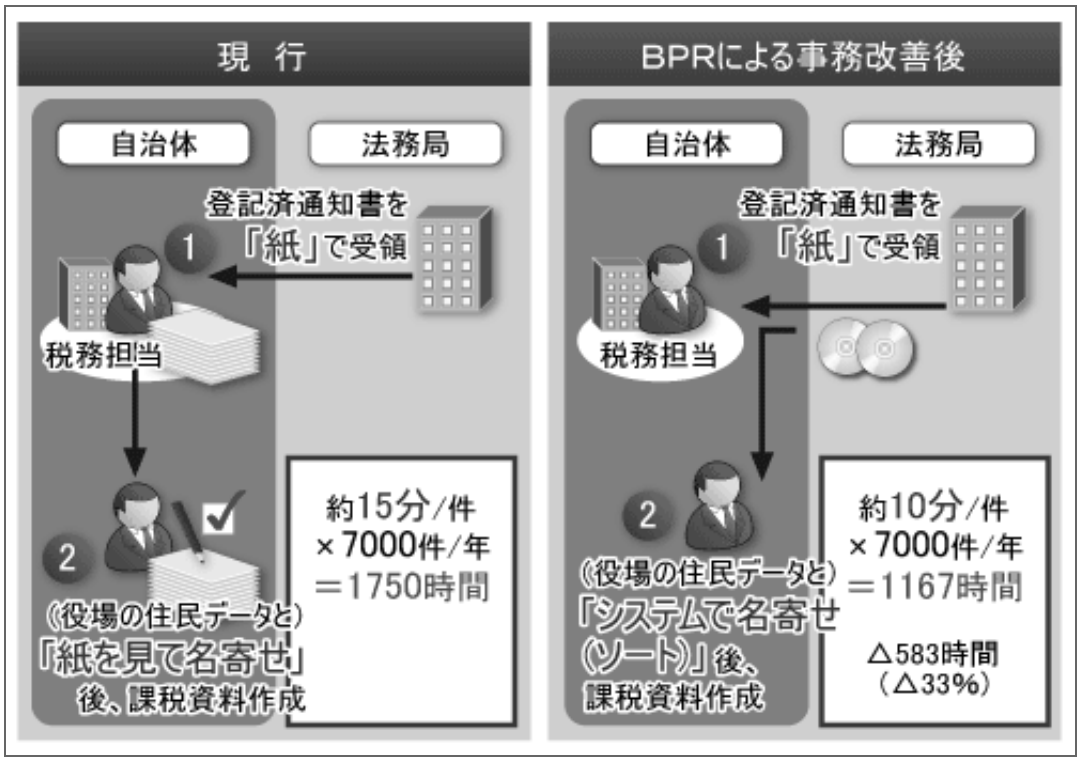

図3●BPRによる固定資産税計算プロセスの効率改善例

これらを法務局からデジタルデータとして受け取って、それらをシステムから読み込み、コンピュータのソート機能を使い名寄せを実施することによって、大幅に業務処理時間が短縮されることがわかる。このように自治体では多くの業務改善余地があり、その一部であろう佐賀県のBPR事例は総務省の自治体クラウド開発実証事業調査研究報告書の佐賀県部分に詳細に掲載されている。

このような理由から、電子政府・電子自治体推進の真の目的とは、ICTの力を活用してパラダイムシフトとしての観点から究極的な業務改革や行政サービスの革新を興すものではないかと主張したい。

なぜ住基カードは普及が進まないのか

この10年余り、日本では巨額の予算を投下して、精力的に電子政府・電子自治体事業を進めてきた。その結果、世界的に導入事例も少ない、最先端の電子住民カードである「住民基本台帳カード」の導入、セキュリティ性が極めて高いと言われる公的個人認証制度の導入、またそれらを基盤とし、各省庁別に電子政府事業と称する様々な名目で、多くの行政手続きがネットを通じて「電子申請」できるようになり、「電子納税」も可能になり、電子入札なども多く使われることになった。しかも近年では、全国隅々のコンビニでも各種証明書の発行ができる、いわゆる「コンビニ交付」という素晴らしいサービスまで登場したのである。

しかし、表面上は世界的にもこれ以上ない立派な政策を打ち出し、多額の予算を投下して作ったシステムだが、どうして目標としていた成果が得られなかったのだろう。なぜ野心を持って作ったはずの電子住民カードは600万枚程度しか普及せず、全国の情報部門担当公務員すら所持していないものになってしまったのか。

公的個人認証の電子証明書も同様で、100万枚程度しか普及せず、“国民1%の証明書”と皮肉られる状況が続いている。さらに数年前に電子申請1件当たり数千万円かかると追及され、最終的に廃止に追い込まれた外務省のパスポート電子申請システムをはじめ、各省庁が進めていたいわゆる電子申請システムは利用率が極めて低いことから次々とシステム稼働を中断する羽目になってしまったのはなぜなのか。

少なくとも中央省庁の情報システム維持保守の関連費用だけで「年間数千億円」、自治体の情報システム関連費用の「年間数千億円」などを合わせると、概ね年間1兆円以上の予算を投下している中、なぜ電子政府・電子自治体推進の成果が上がらないのか。その原因すら把握できていないと厳しく評価せざるを得ない。

後編では、韓国での電子政府・電子自治体の推進事業の経緯と成果を参照しながら、日本での取り組みの課題と対策について考察する。

（後編に続く）

廉　宗淳（ヨム・ジョンスン）
イーコーポレーションドットジェーピー
代表取締役社長

1962年生まれ。2000年e-Corporation.JP株式会社を設立し、代表取締役社長に就任。2007年より青森市情報政策調整監（CIO補佐官）、2008年より佐賀県統括本部情報課情報企画監。2008年早稲田大学大学院国際情報通信研究科修了。総務省オンライン利用促進WG構成員、ICT政策に関するタスクフォース電子政府推進対応WG委員を歴任し、現在は総務省電子政府専門員および政府情報システム改革検討会構成員を務める。2010年社会情報学会社会システム貢献賞受賞。著書に「電子政府のシナリオ」（時事通信社2003年）、「行政改革に導く、電子政府・電子自治体への戦略」（同2009年）。

電子行政：オピニオン／インタビュー

日経ガバメントテクノロジー

国連電子政府ランキング1位の韓国と日本の差［後編］

2012/01/27

（廉 宗淳＝イーコーポレーションドットジェーピー）

前編では、電子政府・電子自治体は単なる行政業務の電算化ではなく、ICTを活用したパラダイムシフトであることを説明し、日本の電子政府・電子自治体を推進する取り組みが、投下した予算に見合った成果を上げていないことを指摘した。

では、韓国の電子政府・電子自治体推進事業の成果はどうだったのか。韓国では電子政府・電子自治体事業を通じて、国家経営のイノベーションを図り、2010年の国連電子政府評価でも1位にランクされるなど、大いに成果を上げている。前編の「行政サービス5段階」に照らして評価しても、「第5段階」に当てはまる。基本的に国民や企業に対して証明書などを求めなくても、業務遂行ができるような行政サービス、業務プロセスの整備やシステム連携の整備を終えているからである。

韓国の電子政府は大統領のリーダーシップの賜物

しかし、なぜ、韓国は日本に比べて極めて短期間に、ここまでの成果を上げることになったのだろうか。それは、国政の最高責任者である大統領が「国家CIO（情報化統括責任者）」として、電子政府・電子自治体に対する確固たる信念と、リーダーシップを発揮し、それに基づく地道な推進計画があってこそのものと言える。

韓国の電子政府は15年の年月を経て完成形に向かっている。当時の盧泰愚（ノ・テウ）大統領（在任1988年-1993年）は、電子政府・電子自治体の実現を「国家改革・行政改革の主軸」と位置づけ、大統領によるトップダウン体制で大なたを振るった。

資源の乏しい韓国は、国力を高める上で、常に世界の変化を先取りし続ける“革新の気風”を絶やすことができない。ましてや行政業務が国力増進の足かせになることは許されなかった。折しも、情報通信技術は急速な進展を見せていた。そうした背景の下、国政課題の一つとして電子政府の推進事業を採択したのである。

政府が目指したのは、国民の中に民主主義の精神を今一度浸透させ、国民に主体的な国政参加をいっそう促すこと。行政の風通しを良くし、自浄作用を持たせること。また、行政府の業務を支える“仕組み”を、紙ベースや対面の原則から情報システム基盤そのものにくさびとして打ち込み、民

主主義の後退を防ぐことであった。

国政レベルの課題として電子政府化の推進を採択した政府は、その対象となる業務やシステムの範囲をほぼすべての国家情報化に拡大し、要求される目標レベルについても、過去に例を見ない水準まで引き上げた。

この時、国民の反応は良好だった。韓国では、1999年にインターネット利用人口が1000万人を突破して以来、企業や家庭でのパソコン利用が急速に普及し始めていた。1998年に大統領に就任した金大中大統領（在任1998年-2003年）は、就任あいさつの中でも「私の任期内に韓国国民を世界でも最もインターネット、ICTを使いこなせる国民にする」との目標を掲げ、電子政府の基盤を作ることを国際課題の一つに取り上げ、「電子政府11大課題」を策定推進した。

その内容は**表1**のようなものであった。金大中大統領の任期満了後の2007年、これらのサービスが本格的に提供され、公務員の業務効率は向上し、国民は高い利便性と情報化の恩恵を享受することができた。

表1●金大中大統領が推進した「電子政府11大課題」の内容

(1)国家統合窓口を通じた窓口業務の革新事業 電子政府ポータルシステム
(2)4大社会保険連携事業（医療保険、労災保険、雇用保険、国民年金） 社会保障のための各種年金や保険の加入から脱退までのプロセスを、一括で処理できるように作ったシステム
(3)政府統合電子調達システム構築事業 各省庁、自治体、公共機関の調達業務を一つのシステムにまとめたもので、業者登録から入札、電子契約、電子請求、電子支払までのすべてのプロセス
(4)インターネットを通した国税サービス提供事業 インターネットを通した、国税や地方税の納付や各種証明書のネット発行業務
(5)国家財政情報システム構築事業
(6)市郡区（市町村）行政総合情報化事業 市町村の基幹行政システムを国家予算で開発し、全国の市町村に無償で配布、共同利用する事業（日本の自治体クラウドの究極的な事例）
(7)全国単位の教育行政情報システム構築事業 国内の小中高校でも各種学務事務業務を処理できる業務パッケージ開発運用事業
(8)標準人事管理システム構築 各省庁、各自治体が使える標準人事管理システムの開発事業
(9)電子決裁および電子文書流通定着事業 各省庁、自治体の間でデータの変換なしに、そのまま連携して使えるシステムの標準制定やシステムの構築
(10)電子官印システム構築および公的個人認証書普及事業
(11)政府の統合電算環境構築事業 中央省庁の情報システムを1カ所に統合して、管理の効率性を上げる事業

金大統領に続き、盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領（在任2003年-2008年）が選出された大統領選挙でも、支援者グループがホームページを立ち上げ、そこで様々なメッセージの発信や意見交換を行い、また選挙費用を直接、国民から寄付してもらうことで、政治家と財界人の癒着を断ち切っ

たという経緯がある。

地盤や資金力を後ろ盾にしなくても、インターネットを活用して支援の輪を広げれば選挙に勝てることを自ら証明した盧大統領が、行政改革と国民向けのサービスの質的向上の手段としてインターネット技術を活用することはごく自然な成り行きであり、支持者を中心に国民の多くがそれを歓迎した。

政府が2003年4月17日に開催した、第1回目の国政課題会議の席上、就任間もない盧大統領は、政府革新および電子政府連携推進の意志を、次のように表明した。

> 「政府は、行政組織ならびに、行政組織により提供される機能やサービスの質がおのずと向上するように導いていく必要がある。公務員の仕事の進め方や業務プロセスを見直して行政の透明化を図り、電子政府の推進に向けて注力していく」

韓国では大統領に選出されてから就任するまで、3カ月余りの時間がある。その間、大統領職引受委員会を立ち上げ、政権引受準備を進めるように法律で定められている。大統領当選者として、ほぼすべての面で現職の大統領と同等の待遇を受けながら、各省庁から必要な優秀な人材を派遣してもらう。

盧政権の大統領職引受委員会では陣容を整えた後、3つの電子政府ビジョン、3大国政課題、4大国政目標を発表した。電子政府の目的は、国の進展にとってブレーキとなりうる法律や慣習、省庁の壁や非効率な行政業務を改革することにあった。政府と国民が直結する、国民参加型の新しい行政のあり方を目指すことが、政権立ち上げ当初から明示されていたと言える。

盧武鉉大統領は31課題を「電子政府ロードマップ」に明示

金大中大統領が政権の途中から電子政府事業に着手したのと異なって、盧武鉉大統領は政権初期から電子政府を国政課題として採択している。推進期間は5年間と定められ、ロードマップに含まれている優先推進課題も31項目にのぼる。

電子政府ロードマップを打ち立てた2003年時点の政府や自治体の行政業務システムは、業務単位や組織単位のサービスが十分に考慮されていなかった。ましてや、国民の目線に立ったサービス連携や統合はあるはずもなく、それを克服するにはまず、組織間の壁を崩し、情報共有と協業のための環境作りが必要であった。

各組織には反対意見も根強かったが、それでも合意形成を行っていかなければならない。強力な推進体制づくりをけん引できるのは、大統領をおいてほかにない。韓国では、大統領に強い権限が集中している。とはいえ、国民に対する責任はそれだけに大きい。

国政レベルの公約に電子政府の推進を位置づけたことは、当然ながら、大統領が国民と交わした約束した中でも、不退転の覚悟で取り組むという最上級の決意表明であった。

盧政権が掲げた電子政府ロードマップは、電子政府のビジョンと目標を達成するために必須となる4項目の革新分野、10項目のアジェンダ、31項目の優先推進課題で構成される。盧武鉉政権の電子政府の4大推進分野、31課題の詳細は**表2**に示すとおりである。

表2●盧武鉉政権が掲げた電子政府ロードマップの4大推進分野と31課題

推進分野	アジェンダ	優先推進課題
仕事のやり方の革新	1．電子的な業務処理の定着	1）文書処理全過程電子化
		2）国家および地方財政総合情報化
		3）電子自治体実現
		4）電子監査体系構築
		5）電子国会実現
		6）統合刑事司法体系構築
		7）人事行政総合情報化
		8）外交通商情報化
		9）国政課題実時間管理
	2．行政情報共通利用拡大	10）行政情報共同利用拡大
	3．サービス中心の業務再設計	11）政府機能モデル（BRM）開発
対国民サービス革新	4．対国民サービス高度化	12）インターネット申請サービス高度化
		13）国家安全管理総合サービス
		14）建築・土地・登記連携および高度化
		15）総合国税サービス高度化
		16）国家福祉総合情報サービス
		17）食・医薬品総合情報サービス
		18）雇用・就業総合情報サービス
		19）行政審判インターネットサービス
	5．対企業サービス高度化	20）企業支援単一窓口サービス
		21）国家物流総合情報サービス
		22）電子貿易サービス
		23）外国人総合支援サービス
		24）電子政府海外進出支援
	6．電子的国民参与拡大	25）オンライン国民参与拡大
情報資源管理	7．情報資源の統合	26）政府統合電算環境構築

革新	標準化	27）電子政府通信網高度化
		28）政府情報技術アーキテクチャ（ITA）適用
	8．情報保護体系の強化	29）情報保護体系 構築
	9．情報化人力・組織専門化	30）情報化人力および運営組織強化 構築
法制度　整備	10．電子政府関連法制整備	31）電子政府具現および安全性関連法制整備

たとえば行政業務プロセスの革新分野には、「電子的な業務処理の定着化」などの3項目のアジェンダに11項目の課題が含まれている。2003年から5年間、盧武鉉政権が推進してきた電子政府ロードマップは、2008年の任期満了と共に、ほぼすべてがプラン通りに完了した。

特に「参与政府」という目標を標榜していた政権として、国民の国政参与を拡大する各種チャネル（窓口）が整備された。最近、日本でも注目度が高まっている「オープンガバメント」に該当するもので、国民からの様々な苦情や提案を受け付ける提案ポータルサイト「申聞鼓（シンムンゴ）」をはじめ、障がい者や高齢者、女性などの利用に合わせて使いやすさを追求した総合福祉サービスはその一例である。多くのサービスが、2007年中にサービス提供の準備作業を終え、運用開始されている。

行政CIOの役割はITによる行政サービスの革新

長年、我々はコンピュータを電子計算機と呼び、計算機としての機能を利用してきた。しかし、近年の情報化社会に入って、例えば車とITの融合によりコンピュータなしには世の中が回らないようになってしまった。

コンピュータ制御装置がないと自動車のコントロールができない時代、医療とITの融合にともなう電子カルテの導入による患者記録の管理、MRI（磁気共鳴画像装置）やCT（コンピュータ断層撮影装置）などの医療診断機器の開発による医療技術の革新的な発展、教育とITの融合によるe-ラーニングという時間と空間を乗り越える学習文化の登場などである。

最近ではiPhoneなどのスマートフォンに代表される携帯用のコンピュータなど、新しい情報技術の利活用により、世の中は様変わりしており、ITにより本来の産業のありさまが豹変（ひょうへん）する時代が来ている。

しかし、行政の分野ではこれらのITの利活用により、どのような変化が見られたのだろうか。

（1）国民の日常の生活が情報技術の恩恵を十分に受けて便利になったのだろうか。
（2）ITの利活用によって、行政サービスの質はどれくらい上がったのだろ

うか。
（3）職員が処理していた業務を情報技術を活用して改善したことで、どれくらいの業務が効率化され、予算の削減が達成できたのだろうか。

自治体のCIOはこのような観点から、電子政府・電子自治体の推進を考えるべきであろう。

「刻舟求剣」――。中国の楚国の人が舟に乗って川を渡る途中で手に持っていた剣を川に落としてしまった。彼はすぐ剣を落とした船尾に印を付けた。船が向こう岸に着く頃、先ほど印を付けた所の真下の川に飛び込み剣を探し始めた。剣はそこにあるはずがない。中国呂氏春秋のこの話が意味するのは、目先のことは理解するものの、問題の本質を理解していない人の愚かさを指摘したものと理解している。

行政のCIOは行政業務の電算化、そしてそれらのコスト削減といった目先の課題の解決を目指すのではなく、行政サービスの革新にITをいかに効率よく活用でき、それらが行政側に市民側にいかに大きな付加価値をもたらすかを考える視点を持つべきではなかろうか。

各自治体の情報関連部門の名称は大半が「情報政策課」であるが、ほとんどは情報政策を立案・実行する部署ではなく、情報システムを調達・管理する部門ではないだろうか。首長の自治体経営方針に合わせて、情報技術を使った政策を立案し、それらを実行することにより、電子政府・電子自治体は実現されるのであろう。

廉　宗淳（ヨム・ジョンスン）
イーコーポレーションドットジェーピー
代表取締役社長

1962年生まれ。2000年e-Corporation.JP株式会社を設立し、代表取締役社長に就任。2007年より青森市情報政策調整監（CIO補佐官）、2008年より佐賀県統括本部情報課情報企画監。2008年早稲田大学大学院国際情報通信研究科修了。総務省オンライン利用促進WG構成員、ICT政策に関するタスクフォース電子政府推進対応WG委員を歴任し、現在は総務省電子政府専門員および政府情報システム改革検討会構成員を務める。2010年社会情報学会社会システム貢献賞受賞。著書に「電子政府のシナリオ」（時事通信社2003年）、「行政改革に導く、電子政府・電子自治体への戦略」（同2009年）。

甲7号証

わが国の電子政府推進政策の検証と今後の取り組むべき課題

2011 年 4 月

公益社団法人　経済同友会

http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2011/pdf/110421b_02.pdf

目次

はじめに――本報告書の目的・・1
1．電子政府推進の経緯と現状認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．これまでの施策：その概要と評価（2001～2010）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2001 年から今日に至る 5 つの基本戦略について、3 分野での概括的な評価
（1）国民の利便性向上
（2）IT を活用した行政業務のプロセス革新（BPR）
（3）電子政府推進体制の整備
3．これまでの電子政府推進の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（1）「利用者視点」が十分でない電子政府の推進
（2）実行を担保する政治的意思の不在
①政策目標の抽象化と先送りが繰り返された戦略と工程表
②真の CIO の不在
③政治的意思不在の好例：先送りされ続けた共通基盤である国民 ID 導入
（3）司令塔として機能できない IT 戦略本部
①IT 戦略本部と他省庁の関係
②PDCA が回されてきたか
（4）IT 技術特性を踏まえた統合的視点と政策実施機能の不在
①アナログの組織・プロセスを電子化する愚
②不十分な技術的検討・検証
（5）電子政府の最先進国とわが国との比較
4．今後の取り組むべき政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
～「実行」を重視した政策・計画・組織をつくる
（1）電子政府の停滞状況の打破に資する国民 ID の導入
～発展可能な将来を見据えて国民IDを最短期間かつ最小コストで導入を
①利用範囲は C 案に対応できるよう設定し、当面は B 案の範囲で実行する
②セキュリティ、アクセス制御には最大限の配慮と対応策を
③開発・導入コストと運用コストの透明性確保を
④特命チーム（TF）の編成を
（2）『電子政府推進基本法（仮称）』の早期制定
①予算・権限の一元化
②行政コスト削減目標を伴った計画策定の義務付け
③「個人情報の二重請求の禁止」
④情報公開の徹底
⑤国と地方自治体との連携強化
（3）真に機能する政府 CIO（最高情報責任者）の設置
①政府 CIO の権限
②政府 CIO に求められる要件

はじめに――本報告書の目的

電子政府の推進は、2001 年の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」の成立、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」の創設以来、我が国の IT 行政の大きな柱の一つとして位置付けられ、様々な推進策が講じられてきた。こうした政策に投じられた公費も決して小さくない。しかし、その進捗は芳しいとは言えず、国際的にも決して高い評価を得ていない。

なぜこのような結果になっているのかについて、客観的な検証と評価が行われ、その結果が政策の見直し・改善につなげられなければ、そうでなくとも厳しい財政状況の下で、更に効率の悪い行政投資が続けられるということにもなりかねない。

本部会においては、こうした視点から、過去 10 年間（2001～2010）の政策進捗状況を、特に、①国民の利便性向上、②IT を活用した行政業務のプロセス革新（BPR）、③電子政府推進体制の整備、の３点を評価軸としてレビューし、電子政府推進策が当初めざしていたような成果をあげられていない原因を検証し、現在でも依然として積み残されている重要課題を明らかにする。さらに、この結果を次年度以降の委員会活動に反映させることをも目的とする。

１．電子政府推進の経緯と現状認識

電子政府の推進について、その大枠を定めたものは、2000 年 11 月に成立し、2001 年 1 月より施行されている「IT 基本法」である。IT 基本法においては、「国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため」行政の情報化を進める旨が定められており（同法第 20 条）、さらに、公共分野におけるサービスの多様化と質の向上のために情報通信技術を活用し、そのために必要な措置を講ずる（第 21 条）旨が定められている。

この法律で定められた目標を、もう少し平易に整理してみると、電子政府推進の目的は、進歩の著しいIT技術を行政に積極的に活用していくことで、

① 国民が多様なチャネルを通じて、国際レベルでも最高水準の行政サービスを享受することを可能にする。
② 行政業務プロセスの革新（BPR）を実現し、行政コストの大幅削減と手続きの透明化が促進されることで、効率的かつ信頼性が高い行政を実現する。
③ 行政情報へのアクセスが容易となることで、民間（国民・企業）がエンパワーメントされ、行政への参画（官民連携）と相互信頼の醸成を促進し、行政プロセスの透明化を実現する。

というように整理できるだろう。

以上のような目的を掲げて電子政府の推進が図られ、また、相当巨額な予算（表－1）が投じられてきたにもかかわらず、「国連世界電子政府ランキング 2010（注[1]）」（表―2）では、日本 17 位に対して韓国 1 位であった。政府や大学（注[2]）が実施したそれ以外の統計や白書を見ても、日本の評価は決して高くない。日本と韓国の両国間には行政制度に共通点が多いにもかかわらず、なぜ大きな差が生じたのであろうか。

そのような現状認識の下、以下では、我が国の電子政府関係施策を年代、項目を追って整理し、その概括的な評価を行う。

表―1　政府のIT関連予算総額と電子政府関連予算の推移

表―2　国連世界電子政府ランキングの推移

[1] 国連発表のランキング。評価基準項目は、①E-Government Index、②Online Service Index、③Infrastructure Index、④Human Capital Index、⑤E-Participation Index である。日本の総合比率は第 1 位の韓国に対して 0.7152 である。出典：http://www2.unpan.org/egovkb/profilecountry.aspx?ID=85

[2] 早稲田大学電子政府・自治体研究所の「早稲田大学電子政府世界ランキング 2011」では、日本の「行財政改革への貢献度（行政管理最適化）」や「IT による市民の行政参加の充実度」などの項目での評価が低かった。さらに、同様の傾向が 2010 年版情報通信白書の IT 利活用分野「3.政府の利活用」ランキングでも示されており、「公的部門での IT 利活用（電子政府）」が、諸外国と比較して大きく遅れていると評価されていると言えよう。

2. これまでの施策：その概要と評価（2001～2010）

IT あるいは電子政府に関して政府が策定してきた計画・戦略は数多い。ただ、IT基本法に基づけば、政府は、３～６年毎に「基本的な政策」の計画を定めるとされており、そういう観点に立つと、表―3で示した5つの「戦略」が、この基本的な政策の計画であると考えられる（2000 年のIT基本戦略は、翌年の「e-Japan 戦略」に取り込まれているので、ここでは取り上げない）。その5つの基本戦略について、主要施策（目標）を（1）国民の利便性向上、（2）IT を活用した行政業務のプロセス革新（BPR）、（3）電子政府推進体制の整備、の3分野に整理した概括的な評価は、以下の通りである。

（注：2～6頁の表図は墨塗りされていたため、削除 した）

3. これまでの電子政府推進の問題点

前章の「これまでの施策：その概要と評価（2001～2010）」における政策レビューにて、明らかとなった電子政府推進での問題点は、以下の通りである。

（1）「利用者視点」が十分でない電子政府の推進

下記の電子政府に関する経産省と総務省が実施したアンケート結果によると、国民は「住民票や戸籍はネットで取れるようにして欲しい」「24 時間・365 日のノンストップサービスの提供（をして欲しい）」などについて、強いニーズがあることを示している。

例えば、ノンストップサービスについては、2003 年の『e-Japan 戦略 II』に、「2005 年度末までに総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト等を整備する」と記されているものの、政府は依然として実現できていない。

その要因として、政府はこれまで様々な関連施策を実施してきたものの、提供者側（行政サイド）の視点（目線）による、「情報基盤整備（インフラ整備）」ならびに「既存の制度・手続きのIT化」などが中心であり、利用者視点（目線）からの電子政府の推進が十分ではなかったからである。

そのことは、電子政府評価委員会の 2008 年度報告書にも、「単に紙をベースにした既存の業務をシステム化するという発想ではなく、いかに利用者（国民及び企業）の利便性の向上を実現できるか、あるいは関係機関のコスト削減につながるかといった点に主眼を置くべきである」と指摘されている。

図―1　電子政府に関する経産省と総務省のアンケート結果

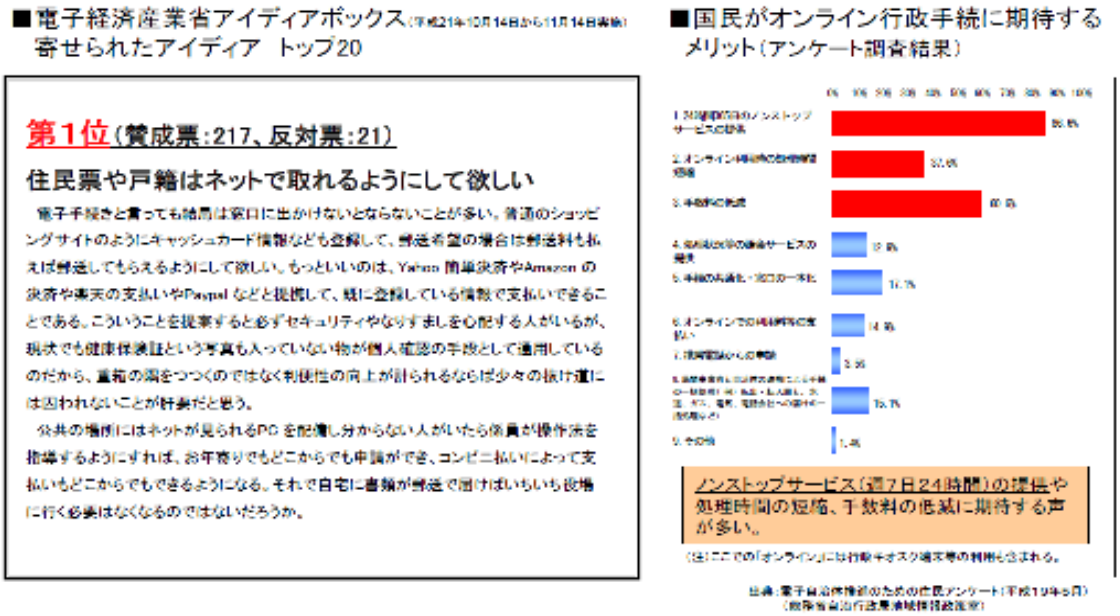

出典：IT戦略本部

図―2　行政ワンストップサービスに関する各種アンケート結果

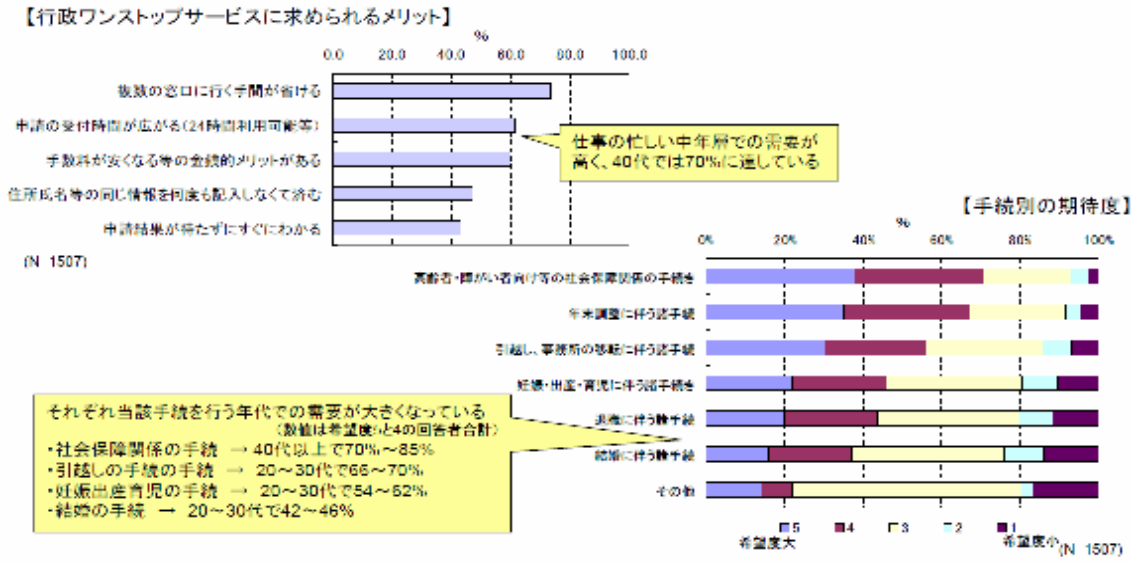

出典：IT戦略本部

図―3　電子申請に関する各種アンケート結果

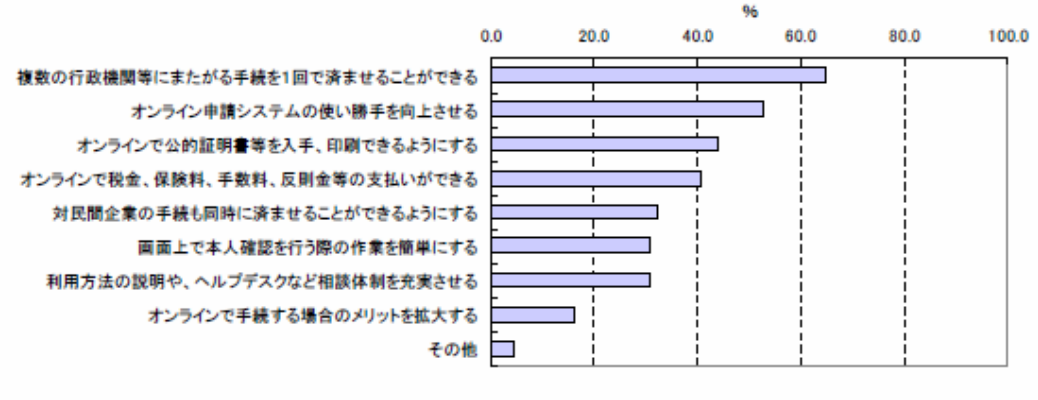

出典：IT戦略本部

一方、韓国では電子政府による国民への行政サービスが非常に充実している。例えば、下記の表の通り、韓国ソウル市江南区では、「自宅等のプリンタで交付可能な証明書」は6種類（住民登録票謄本・住民登録票抄本・土地台帳謄本など）があるものの、日本では何れも実現できていない。また、韓国では行政情報の共同利用により、多くの行政手続きのワンストップサービスが運用されている。

住民登録謄本・戸籍謄本・印鑑登録・不動産登記・国民年金・国民医療保険など、多くの行政制度において日本と共通点が多い韓国では、既に電子政府では、高いレベルでの行政サービスの提供ができている。さらに、韓国政府の IT 関連予算は、例えば、「31 大重点計画」（2003～2007 年）では、総額で約 1 兆 1170 億ウォン(日本円で約 894 億円)のみであったことにも、留意すべきである。

表－4　韓国：共同利用対象行政情報とプリンタ・KIOSKで交付可能な証明書

（1）共同利用の対象となる行政情報
（拡大目標の70種類）

1 住民登録謄本の写し（要約）
2 土地（森林）登記
3 地方税支払証明書
4 自動車税支払証明書
5 個人建築物用地価証明書
6 建物登録謄本の写し
7 住宅建設資使用物監査謄本
8 自動車登録原簿
9 二輪車運転免許使用権書類証明書
10 建設機械登録原簿
11 家族登録謄本の写し
12 建物登記証明書の写し
13 企業登記証明書の写し
14 土地登記証明書の写し
15 税支払謄本
16 商業登録謄本
17 所得総計証明書
18 税支払証明書
19 商業一時停止証明書
20 商業中止謄本
21 国家功労者謄本
22 軍人記録証明書
23 入出国証明書
24 外国人登録謄本
25 建設許可証
26 運転免許証
27 雇用扶助者証明書
28 国際技術資格証明書
29 家族登録からの除去謄本の写し
30 区住謄本
31 国家基本生計保障受給謄本
32 障害者登録証明書
33 パスポート
34 海外移住者証明書
35 土地利用計画の確認
36 工場登記証明書
37 特許謄本
38 船舶謄本
39 海船登録謄本
40 視覚障害及び聴覚の証明書
41 個人タクシー輸送業免許証
42 建設機械登録謄本（抜粋）
43 建設機械変形謄本
44 建設事業登録証明書
45 建設事業登録証明書類
46 商業免許証
47 自動車登録謄本
48 輸入免許証
49 輸出免許証
50 教育機関創設、運営の登録証明書
51 行政価値鑑定基準証明書
52 校知価値税免除業輸入価格謄本
53 構造取政文書
54 法人証書証明書
55 不動産登記登録番号証明書
56 不動産登記外国人所有謄本
57 弁護士免許証
58 鉱山登録証
59 石油販売業登録証明書
60 輸入許可
61 船舶検査謄本
62 船舶国籍謄本
63 船舶登録謄本
64 漁業免許証
65 医療物委託取扱証明書類
66 公証謄本
67 森林地図
68 地籍地図
69 産業医療物販業証明書類
70 医療医療設置証明書類

（2）自宅等のプリンタで交付可能な証明書6種類
（江南区の例）

・住民登録謄本
・住民登録原抄本
・土地台帳謄本
・第一者土地台帳（所有者）
・地価公示
・建築物台帳謄本・抄本

（3）KIOSKで交付可能な証明書43種類
（江南区の例）

・住民登録謄本、抄本
・戸籍謄本、抄本
・土地（林野）台帳謄本
・敷地権登録簿
・個別公示地価確認願
・土地利用計画確認願（江南区のみ）
・建築物台帳（一般建築物台帳、建築物台帳総括表調査、集合建築物台帳（表題部）、集合建築物台帳（専有部分））
・建設機械登録原簿（甲、乙）
・自動車登録原簿（甲、乙）
・国民基礎受給者謄本
・医療給付証明書
・保健所証明（健康診断書、健康診断結果書（保険証）、予防接種証明書）（江南区のみ）
・農地原簿
・兵籍謄本書（軍服務者、負傷者、第1国民役）
・地方税目別納税証明書（取得税、登録税、住民税、自動車税、農業所得税、屠畜税、レジャー税、タバコ消費税、都市計画税、共同施設税、地域開発税、定行税、免許税、財産税、総合土地税、事業所税、土地過多保有税）（ソウル市のみ）
・家族関係本（建物、土地、集合建物）

出典：IT戦略本部

（2）実行を担保する政治的意思の不在

①政策達成目標の先送りが繰り返された戦略と工程表

成長戦略や規制改革など他の政策課題にも共通した問題であるが、前章までの進捗状況のとりまとめと評価を見ても分かるとおり、戦略・計画・工程表は策定されるものの、その政策実行が担保されず、どのような成果があがったのか、また、積み残された課題は何かが十分に評価され、それを次の政策実現に活かすことはできておらず、結果として新しい戦略・計画を策定し、実質的に政策達成目標を先送りすることが繰り返されてきたと言える。

例えば、「行政手続のワンストップサービス」に関しては、2001 年の『e-Japan 戦略』では、「2003 年までに国が提供する実質的に全ての行政手続きをインターネットで可能とする」と記されていたが、目標期限は達成されず、その後、2003 年の『e-Japan 戦略 II』では、「2005 年度末までに総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト等を整備する」と修正され、2006 年の『IT 新改革戦略』では、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」と目標が後退した。政権交代後の 2010 年に取りまとめられた、直近の『新たな情報通信技術戦略』では、「業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を 2010 年度中に取りまとめる」と、さらに目標が曖昧になっている。

こうした先送りを生む最大の原因は、実行を担保する政治的意思と仕組みの構築が希薄だったことにある。IT 黎明期であった『e-Japan 戦略』（2001）では、

「5年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す」という大目標の下、「5年以内に超高速アクセスが可能な世界最高水準のインターネット網（少なくとも3000 万世帯が高速インターネットアクセス網 に、また 1000 万世帯が超高速インターネットアクセス網 に常時接続可能な環境）を整備する」とか、「2003 年に1998 年の 10 倍を大幅に上回る電子商取引市場を実現する」、「2003 年度には電子情報を紙情報と同等に取り扱う行政を実現する」などのように、実現できたかどうかは別にして、具体的なターゲットを設定して明確で強力な政策目標と意思が掲げられている。森喜朗総理大臣が 2000 年臨時国会における所信方針演説において、「IT」という言葉を繰り返し述べるなど、政治の強い意思も明らかであった。しかしながら、その後の歴代政権下では、明確なメッセージは発信されていないため、政治的意思は感じられず、政策目標も利を追う毎に曖昧なものへと置き換えられてきている。

②真の政府 CIO の不在

政治的意思の不在を象徴するのが、真の意味での「政府 CIO（最高情報責任者）」が不在という事実である。

企業経営においても、経営トップに明確な意思がなければ、CIO は形式的な存在となり、実質的には機能しない。ITが企業活動・経済活動に重要な役割を占めることが認識されるようになると、多くの企業で「IT戦略」の経営的位置づけは引き上げられ、CIO の任命、権限強化、あるいは、そのあり方の見直しなどが絶えず行われている。昨今の幾つかの事象を見れば明らかなとおり、ITの問題・課題は、企業活動の死命を握る場合すらある。こうした「技術や環境の変化」が明確に認識され、「変化に即した対応」が必要なのは、何も民間の経済活動に限られたことではない。例えば、e-Japan 戦略が策定された、2000 年当時、個人の金融取引や消費活動を 24 時間 365 日、自宅で実施するということは到底不可能であった。しかし、今日、その多くは実現され、銀行取引やショッピング、レジャー・サービスの予約など多くの経済活動は在宅で実現可能である。これを考えれば、2000 年当時「世界最高の電子政府、24 時間 365 日の電子行政サービスの提供」という目標は、十分先進的なものであったし、方向も間違えていたわけではない。問題は、「その前進が、（使用された費用に比べて、あるいは民間部門と比べて）あまりに遅い、あるいは、殆ど進んでいない」という実状なのである。これは、「政策の方向」は正しくとも「それを推進する意志が欠如していた、あるいは、薄弱であった」と考えられても仕方ない。

政府はこれまで、各府省庁にCIO、CIO 補佐官、PMO（プログラム・マネジメント・オフィス）を設置し、IT戦略本部とその下に置かれた CIO 連絡会議が、電子政府の企画・立案・推進を担うべく体制を整備してきた（図―1参照）。すなわち、形式は整備されてきている。しかし、そもそもIT戦略本部に予算と権限が一元化されておらず、政府として全体最適化を図ることは困難であり、現行の体制が十分に機能しているとは言えない。これは、形式を機能させる実質的な権能の付与や

人的資源の配置がされていないのが最大の理由であろう。

自民党連立政権下の歴代内閣では IT 担当大臣は任命されていたものの、徐々に「兼務化」されていき、更に、民主党連立政権下では不在となり、現在は「文部科学大臣／内閣府特命担当大臣（科学技術政策）」の所掌業務の一部として位置づけられている。結果として、もともと不十分だった電子政府の司令塔機能は、ますます弱体化し、今や、政策推進のための政治的リーダーシップは、到底発揮できる状況ではない。つまり、政策的優先順位自体が相対的に低下してきているのである。

図—4 我が国の電子政府の推進体制（現行）

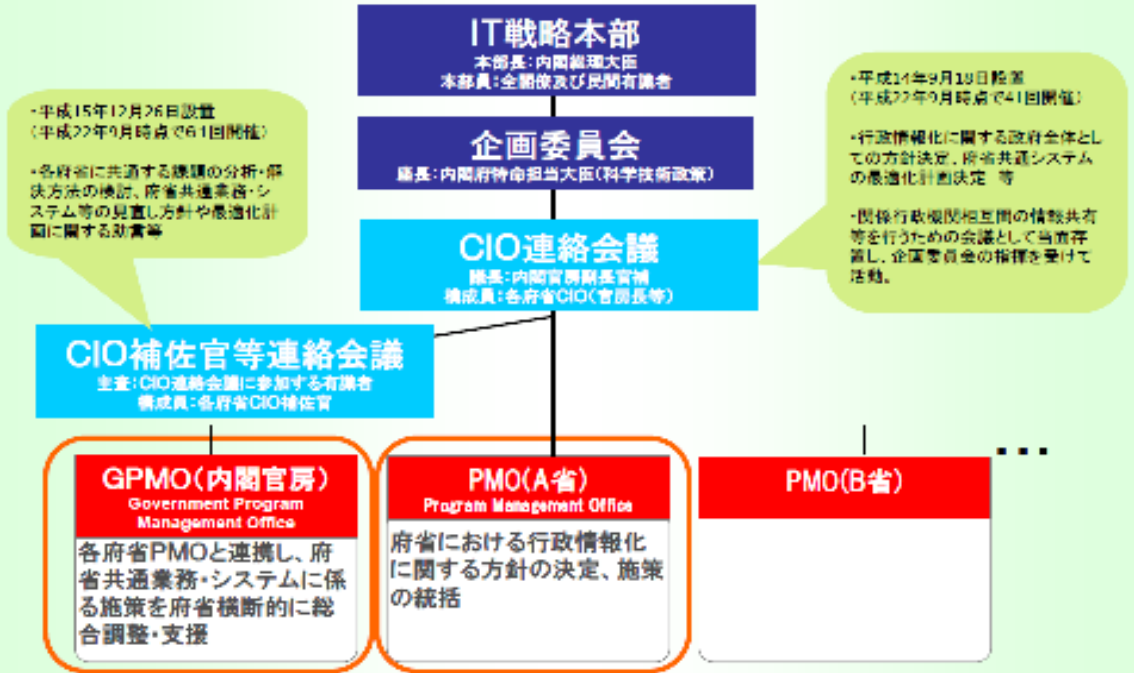

出典：IT戦略本部

③政治的意思不在の好例：先送りされ続けた共通基盤である国民IDの導入

政治が決断しないために、進捗が遅れ、結果として相当な行政のロスを招いたと考えられる典型例が国民 ID の問題である。国民 ID の導入は、電子政府を支える共通基盤であり、電子政府を推進するのであれば、最重要かつ最優先政策として取り組むべきものであった。しかし、所得を正確に捕捉されることへの抵抗、個人情報保護の観点からの懸念など、一部の国民からの反発を恐れ、国民 ID の導入は今日に至るまで先送りされてきた。

その結果、行政手続きのワンストップサービスなどは遅々として進展していない。また、政府内で様々なシステムがそれぞれ異なる形で国民に関するデータを保有している状態で、その連携も突合も行われていないため、国民には余計な入力やデータ入手の手間と時間を生じさせるとともに、システムの維持メンテナンスや、事後的なデータ不整合の是正などに膨大なコストが必要な事態を招いて

いる。「年金について 5000 万件もの行方不明のデータが存在し、年金を受領できる筈の人が受け取れていない可能性がある」「坂本龍馬よりも年長の日本人が生きていることになっている」といった事態は、その典型であり、整備された国民 ID に基づき、各種の情報システムの間の突合・調整が十分に行われていれば、少なくともこうした国民的なロス、行政の不整合は相当程度回避できた筈である。

ようやく、政府は「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」(2011 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、内閣府「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」において、2015 年 1 月(注[3])の利用開始を目指し、番号制度の制度設計が本格的に議論されている(図—5 社会保障・税に関わる番号制度:利用範囲をどうするかをご参照)。

しかしながら、政府は対象範囲を、C 案:スウェーデン型「幅広い行政範囲で利用」ではなく、B 案(税と社会保障)での、限定した分野での導入を検討している。最初の導入が限定された分野から開始されることは問題ないが、将来を見据えた制度とシステムの設計を誤ると、将来的な拡張ができず、また、今度は「社会保障・税」と他システムの間の不整合(例えば各種手当ての支給など)が発生する可能性があるという点は、十分留意されるべきである。

図—5 社会保障・税に関わる番号制度:利用範囲をどうするか

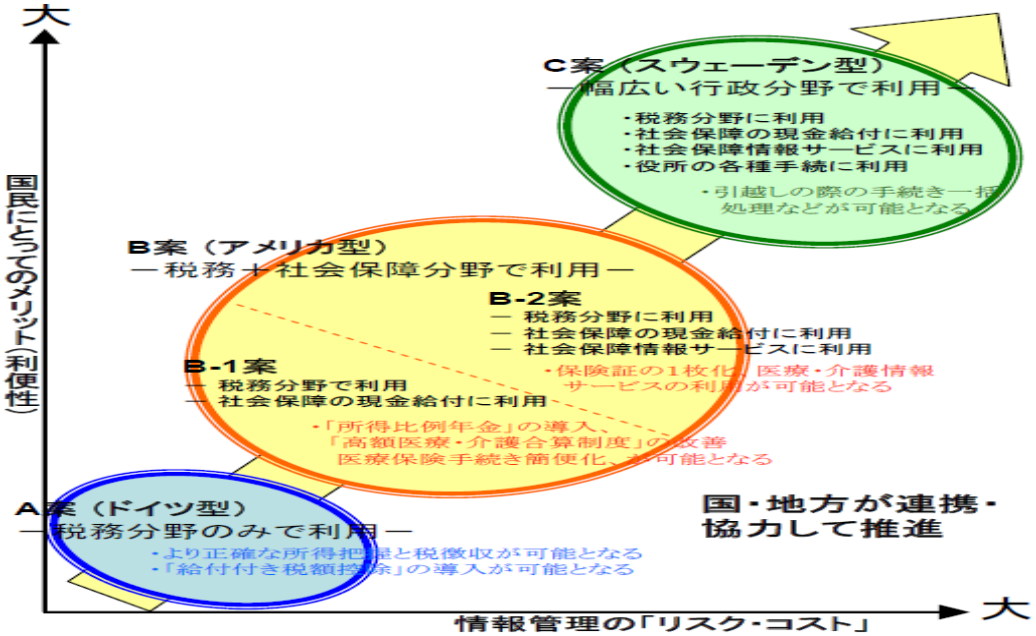

出典:社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

[3]今後のスケジュールとして、2011 年 6 月「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表、秋以降可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出、2014 年 1 月第三者機関設置、6 月全国民に「番号」配布(ICカードの国民への配布を検討)、2015 年 1 月税務分野等のうち可能な範囲で利用開始、以降段階的に範囲を拡大することを予定している。

（3）司令塔として機能していない IT 戦略本部

①IT 戦略本部と他省庁との関係

2000 年に制定された「IT 基本法」の第 25 条・第 26 条において、施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣にIT戦略本部を設置し、重点計画を作成し、及びその実施を推進すると規定されている。現在のIT戦略本部の所掌業務では、「電子政府の総合窓口 e-Gov」などの一部の業務を除くと、政策を実行する組織や各府省庁に対する指導力を有していない。

このため、各府省庁の垣根を超えて行政プロセスの見直しや統一化を図ることは困難であり、各府省庁は、独自に「IT 化の予算」を確保し、「行政業務の IT 化」を実施している。その結果、各府省庁のシステムのアーキテクチャやデータ仕様は全く不統一で、同じようなデータを幾つものシステムがそれぞれ保有し、その更新や再構築のために多額の費用が重複投資されるだけでなく、国民や企業の利便性は向上しないといった状況になっている。

また、総務省（旧行政管理庁）にも、政府の情報システムや個人情報に関する調整部局が存在しているが、一府省庁である総務省が総合調整機能を持つには限界があり、十分な指導力が発揮できているとは言いがたいのが、現状である。さらに、中央政府（各府省庁）と地方自治体が一体となった電子政府化についても、IT 戦略本部と総務省がそれぞれ所管していることから、推進が遅れている。

②PDCA が回されてきたか

司令塔としての大きな役割として、各戦略・計画・プログラムの PDCA を回すことが必要であるが、他の政策同様、真の意味での PDCA は回っていない。

『e-Japan 戦略 II』では評価専門調査会が設置され、5回の中間報告書を経て、2005 年 12 月には報告書が取りまとめられた。『IT 新改革戦略』では電子政府評価委員会が設置され、2006 年度から 2008 年度については、毎年評価報告書が作成され、施策の進捗状況が公表されている。各報告書で指摘された達成出来ていない、あるいは、進捗状況が遅れている施策については、翌年度の「重点計画―200X」が策定され、フォローアップが行われており、PDCA サイクルは十分とは言えないかも知れないが、一時、機能していた。

その一例として、2008 年度の電子政府評価委員会では、「オンライン利用拡大行動計画」について検討を行い、利用率が低く申請1件あたりのコストが高額であることや、利用件数の向上等の見込みや今後の改善方策の有無等を勘案した結果、運営管理コストが国民の便益を上回ることから、文部科学省と防衛省の2システムを停止させたことが挙げられる。

しかしながら、それ以降の各戦略下では、評価委員会などが有効に機能していなかったり、もしくは、設置されていない結果、定点的な進捗状況評価が政策に反映されておらず、PDCA サイクルは機能していない。

（4）IT 技術特性を踏まえた統合的視点と政策実施機能の不在

①アナログの組織・プロセスを電子化する愚

政策投資金額に比べて、電子政府推進策が十分な成果を上げていない一つの理由は、IT 技術が「膨大な量のデータを高速・正確に処理し」、かつ、「距離の制約なく多数の人・拠点をつなぐことができる」という特性を持ち、かつ、その分野では日進月歩の技術進歩が進んでいるにも関わらず、それが「政策実施」の段階で、従来のアナログ行政の視点に引きずられ、アナログの組織・アナログの行政プロセスをそのまま電子政府に持ち込んだためではないかと考えられる。このため、「縦割りの弊害」「硬直的な予算と執行」といった、かねてから指摘されていた行政上の課題が、そのまま電子政府にも持ち込まれてしまっている。

その典型的な例が、先に述べた住民基本台帳、税、戸籍、社会保障といったシステムの不整合である。

また、転居・転出などの際のワンストップサービスについて、政府の取り組みが遅々として進まない一方で、経済産業省が実施した「引っ越しワンストップ」の実験では、公共部門は水道事業のみの参加であったのに対し、電力・ガスといった公益企業や引っ越し事業者などの民間部門の多くが参加し、その利便性について一定の評価が得られたという事例は、象徴的な出来事であろう。

民間部門において IT は、むしろ「こうした硬直化の打開」のための武器として使われることを考えれば、単に「今ある行政プロセスの電子化」を行うだけでは十分でないどころか、現実の非効率な行政プロセスを固定化させることにもなりかねず、総括的な視点からの「行政業務プロセスの革新（BPR）」を伴いながら電子政府化（IT 化）は推進されなければ意味はない。

②不十分な技術的検討・検証

また、「電子政府の推進」にあたって、技術的な検討・検証が十分行われてきたかについても、疑問が残る。すでに何度か指摘されてきたことだが、政府の巨大な行政情報システムは、依然として巨大なコンピュータを中核としたレガシーな技術で構成されているものが多い。他方、近年世界で見られるような、インターネットを介した SNS など、社会を変革させるほどの大きな動きは、最新の技術で全面武装されている。また、クラウドコンピューティングなど新しい情報インフラ技術も普及しつつある。従来型の技術で、新しい動きに対応することが不可能という訳ではないが、それには大きなコストや時間がかかりがちであることに留意すべきである。

なお、新技術への移行の際には、IT 関連企業（ベンダー）の行政機関（行政情報）の囲い込みによる諸課題（情報システムと行政情報の著作権の帰属問題など）について、費用対効果・セキュリティー・利便性の観点から、適宜、柔軟にシステムの見直しが可能となる環境整備についても、検討が必要である。

（5）電子政府の最先進国とわが国との比較

以上のような評価を国際的な視点から検証するために、2010 年の同ランキング第 1 位である韓国と第 17 位であるわが国を比較してみると、問題点は一層明確になってくる。韓国とわが国の比較をすると、一番評価の差が顕著なのは、「オンラインサービス」の部分である。例えば、「週 7 日 24 時間での利用可能な納税・ID カード申請・各種免許の更新などの行政サービスの提供」の評価項目では、わが国は、韓国から大きく引き離されている。すなわち、先に述べたように「国民の利便性向上」といった点でのかい離が著しい。

韓国が同ランキングでの順位を大きく上げてきたのは、ここ数年の間である。この間の韓国の政策を見れば、わが国がとるべき「具体的な政策アクション」についても有意な示唆が得られてくる。こうした視点から考えると、韓国の政策として注目されるのは 2001 年に制定された電子政府法であり、また、同法において整備と利用が定められている国民 ID である。

表－5　韓国電子政府法の要旨

■電子化文書を前提としている
第 8 条　:行政機関の主要業務は電子化を原則とし電子的処理が可能な業務は電子的に処理される
第 33 条:行政機関への申請事項は、地方自治体を含む関係法令に関わらず電子文書で申請可能
■行政へ出向かずに申請可能な環境を提供
第 34 条:行政機関は、民願者が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理することができるように関係法令の改善、必要な施設及びシステムの構築等諸般措置を準備する
第 37 条:行政機関は、国民生活と関連した行政情報等をインターネットに掲示する方法で国民に提供する
■行政情報を共同利用することが原則
第 11 条:行政機関は、収集・保有している行政情報を他の行政機関と共同利用しなければならず、他の行政機関から行政情報の提供を受けることができる場合には、同一内容の情報を別に収集しない
■重複投資の禁止と標準化の推進
第 13 条:行政機関がソフトウェアを開発する場合には、重複開発とならないような措置を採らねばならない
第 25 条:電子公文書、行政コード及び行政機関において共通的に使用される行政業務用コンピュータ等の標準化のために必要な措置を採る
■電子政府成果の評価と公開の義務化
第 46 条:中央事務管掌機関の長は、各行政機関が推進した電子政府事業を総合評価し、その結果を情報化推進委員会及び国会に提出

出典:NPO 法人東アジア国際ビジネス支援センター

韓国の場合、こうした法令によって「原則電子化（電子化しない場合に、その正統性の立証が政府側に義務付けられる）」との方針が、実行担保され、また、推進力を持たされている。

特に、同法で規定された①「行政情報の共同利用の原則（情報の二重請求の禁止）」（第 11 条）、②「重複投資の禁止と標準化推進の原則」（第 13 条・第 15 条）、「電子政府成果の評価と公開の義務化」（第 46 条）などは、「国民の利便性向上」「IT を活用した行政業務のプロセス革新（BPR）」「電子政府推進体制の整備」の上で、強力な推進役となっている。

一方、わが国では韓国の電子政府法に相当するのが、2000 年に制定された IT 基本法である。しかしながら、目指すべき理念、IT 戦略本部の設置、計画の策定は規定されているものの、この計画を実現していくための強制規定は IT 基本法には存在しない。このため、わが国では実現のための担保力を持たない計画の立案と改正が繰り返されているとも考えられる。

4. 今後の取り組むべき政策

（1）電子政府の停滞状況の打破に資する国民 ID の導入

～発展可能な将来を見据えて国民IDを最短期間かつ最小コストで導入を

電子政府をめぐる停滞状況を打破するために、政府は共通基盤となる国民ID の導入を最優先課題として取り組むことが求められる。

現在、政府は「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（2011 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に基づき、内閣府「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」において、番号制度の制度設計を検討している。

国民 ID 制度は電子政府推進に不可欠な基盤であり、最優先重要課題である。システム構築は最短期間で、最小コストにて行うべきであり、政府は目標とする 2013 年までの導入を、必ず達成すべきである。

その制度設計に際し、以下の項目に留意すべきである。

①利用範囲は C 案に対応できるよう設定し、当面はB案の範囲で実行する

国民 ID の利用範囲については、政府には膨大な不稼働行政情報資産が眠っており、それを適切に開放するだけで大きな市場が生まれ得ること、すなわち情報資産の活用による新市場（ビジネス）の創造（例えば、レセプトのオンライン化）が期待できることから、システムは当面の利用範囲のみに関わらず、発展可能な将来を見据えた設計を行った上で、優先順位の高い分野から実装すべきである。

したがって、C 案：スウェーデン型「幅広い行政範囲で利用」に、最短期間、最小コストで移行可能な精度・システムの設計を行う前提で、実行に当たっては、当面はB案（税と社会保障）を利用分野として優先させるべきである。

②セキュリティ、アクセス制御には最大限の配慮と対応策を

番号制度のセキュリティ、アクセス制御については、「国民自らが情報活用について、一定のコントロールが可能であること（行政機関が保有する自己に関する情報について、国民が内容を確認できる仕組みの整備）」「偽造・なりすまし等の不正行為を防ぐこと」「目的外利用の防止を原則とすること」など、最大限の配慮と対応策が必要である。具体的には、現行の個人情報保護法の見直しの動きも踏まえ、行政機関による運用やアクセスの状況を監視する第三者機関を創設するのも一案であろう。

③開発・導入コストと運用コストの透明性確保を

内閣府の社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会「中間取りまとめ」（2010 年 6 月）には、現在、数千億のコストが必要との推計が公表されているが、その算出根拠も不明であり、実現方式と投資の妥当性の判定は不能である。専門家による深い検討を行った上で、再度積算をし直して、政策判断の材料に資するべきである。当然のことながら、制度導入に際しては、開発・導入コストと運用コストの透明性確保を図るべきである。

④特命チーム（TF）の編成を

行政機関の政策担当者は通常２～３年程度で人事異動が行われるが、政府の政策推進体制を確保するために、システム完成まで責任者や主要メンバーを固定した、特命チーム（TF）を編成することが求められる。

（2）「電子政府推進基本法（仮称）」の制定

「IT 基本法」と対をなし、これに謳われた理念を実際に実行していくための、「電子政府推進基本法（仮称）」を制定すべきであると考えられる。「IT 基本法」には、その目指すべき理念や、計画の策定は謳われているが、逆に、同法に基づいて作成された計画が遅れ、あるいは、実現されなくとも、何の法的な問題も生じない。つまり「実行のための強制力、或いは推進力」は存在しないのである。こうした状況を踏まえ、「やると決めたことは、法的な執行力をもって実現させるための推進法規」が必要ではないかと考えられるのである。

自民党連立政権下、2008 年 6 月に発表した「IT 政策ロードマップ」には、「行政事務の電子的処理を原則化するとともに、行政手続のオンライン利用を飛躍的に拡大し、次世代のワンストップ電子政府の実現に資する基盤を整備するため、行政手続オンライン化法を全面改正することにより、電子政府を強力に推進するための新たな通則法を整備する。また、我が国全体として電子政府を総合的に推進する『司令塔』機能も併せて強化する」と記され、法案の準備も検討されたが、結局、2009 年度の通常国会に法案は提出できずに、今日に至るまで通則法（基本法）は制定されていない。

また、民主党の一部には、議員立法で政府 CIO の設置を目的とした関連法案を、議員立法で成立を図る動きもある模様である。

ただ、これらの立法構想は、電子行政推進のための一断面を切り取った法令に過ぎないとも考えられ、電子政府の実現に対する政治的意志を明確にし、政策推進体制の再整備と強化を図るためにも、より総合的・統括的な「電子政府推進基本法（仮称）」の早期制定をめざすべきである。

その際、同法には以下の内容を盛り込むことが求められる。

① **予算・権限の一元化**：
政府 CIO 及びそれを支える組織に電子政府関連予算の計上、または調整権限を一元化し、各府省庁に対して全体最適化と進捗状況管理が可能な体制を構築する（政府 CIO、新 IT 戦略本部など）。

② **行政コスト削減目標を伴った計画策定の義務付け**：
行政業務プロセスの革新（BPR）を徹底するため、行政コスト削減目標の策定を義務付け、電子化関連予算の計上とリンクさせるといった仕組みを構築する。場合によっては、これに加え、行政文書、予算書、公会計資料の統一化、ならびに、行政情報資源の共通化と共有化を促進させるための「BPR 推進法」を制定するのも一案である。いずれにせよ「行政電子化」を「BPR の推進」と強制的にリンクさせていくためには、何らかの法的枠組みによって、これを担保することが必要である。

③ **「個人情報の二重請求の禁止」**
「電子政府推進法」に基づき、少なくとも電子化されたシステムに登録されている個人情報の二重請求を禁止する。それで十分担保されない場合には、行政機関間の情報連携の促進と、行政手続における添付書類を削減するために、「個人情報二重請求禁止法」の制定も検討されるべきである。

④ **情報公開の徹底**：
IT 関連入札の結果だけでなく IT 関連予算の費用対効果を、「日本版 usaspending.gov（IT Dashboard）（注[4]）」の Web Site で公表するなど徹底した情報公開と、政策評価（PDCA サイクル）の強化を図る。

⑤ **国と地方自治体との連携強化**
国と地方自治体を含めた電子政府の全体最適化を図るため、予算・政策・進捗状況管理などを、定期的に協議する場を設定する。

[4] IT ダッシュボードは 、政府支出の中でも特に IT 関連事業への支出・効果・進捗状況に関する情報を省庁・事業分野別に提供しているサイトで、IT 投資プロジェクト 7,000 件以上の概要（主要プロジェクト 800 件については詳細情報）を公開している。

（３）真に機能する政府 CIO の設置

政府はこれまでに各府省庁にCIO の設置、CIO 補佐官の設置、PMO の設置等の施策を推進してきたものの、十分に機能していない。現在、政府は政府 CIO（注[5]）の設置を検討しているが、屋上屋を重ねるような形式的なポストにならないようにすべきである。

例えば、表－5の通り、政府のIT関連予算要求は各府省庁の縦割りで行われているが、全体最適化を図るためには政府 CIO の下に、一元化を図ることが求められる。

表—6　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する平成 22 年度予算について

	平成21年度 予算額（千円）	平成22年度 要求額（千円）	平成22年度 予算額（千円）
内閣官房	15, 747, 192	18, 105, 816	17, 786, 229
内閣法制局	134, 224	120, 279	120, 279
人事院	1, 819, 554	1, 667, 988	1, 667, 988
内閣府	6, 631, 791	7, 345, 753	6, 439, 552
宮内庁	370, 051	352, 117	334, 421
公正取引委員会	256, 751	261, 189	271, 374
警察庁	50, 139, 941	46, 103, 377	45, 714, 037
金融庁	3, 171, 283	3, 370, 449	3, 084, 674
消費者庁	612, 368	766, 544	759, 654
総務省	150, 926, 062	148, 128, 646	134, 824, 571
法務省	73, 707, 561	69, 026, 481	66, 777, 706
外務省	21, 467, 160	20, 792, 734	20, 431, 964
財務省	92, 360, 929	90, 534, 421	88, 530, 808
文部科学省	81, 639, 332	81, 979, 825	75, 008, 017
厚生労働省	259, 779, 450	223, 208, 054	208, 946, 911
農林水産省	25, 236, 744	18, 620, 096	16, 232, 926
経済産業省	63, 730, 393	61, 857, 207	55, 720, 175
国土交通省	88, 261, 269	70, 975, 279	66, 440, 787
環境省	1, 848, 199	2, 220, 988	2, 106, 923
防衛省	166, 104, 027	164, 110, 162	158, 275, 128
合計	1, 103, 944, 281	1, 029, 547, 405	969, 474, 124

出典：IT戦略本部

したがって、政府 CIO の設置にあたっては、①政府 CIO の権限、②政府 CIO に求められる要件（資質など）は、以下のようにすべきである。

①政府CIOの権限：

各府省庁と各地方自治体を含めた、電子政府関連政策の全体最適化を図るべく、省庁横断的な政策立案機能を持ち、それに基づく予算については、その一括要求権能を持つべきであり、必要であれば、執行の権能も持つべきである。

②政府CIOに求められる要件：

政府 CIO に求められる要件（資質）として、情報通信技術・情報システムアーキテクチャーに関する知見は当然のこととして、それ以外に、立法・行

[5] 米国では 2009 年 3 月に大統領府に連邦政府 CIO を設置（初代 CIO にビベック・クンドラ氏：Vivek Kundra：行政管理予算局電子政府・IT 室長兼各府省 CIO 評議会事務局長）している。また、英国では 2006 年 6 月、内閣府に政府 CIO を設置している。

政制度、組織経営（マネジメント）、業務プロセス改革に関する知見、その他に調整能力・コミュニケーション能力などがあげられる。したがって、民間も含め広く適任な人材を求めるべきである。なお、IT戦略本部長でもある総理大臣による、政府 CIO への強力な協力連携と支援が必要不可欠となる。

さらに、政府 CIO を支えるスタッフについては、IT専門家のみならず、マネジメント能力のみならず、各種専門知識や業務経験がある、企業経営者、監査法人関係者、コンサルティング会社、有識者など民間にも広く人材を求めるべきである。

以上

2011 年 4 月 21 日現在

2010年度 政治・行政改革委員会 電子政府推進部会

（敬称略）

部会長

安 延 申　　（SG システム 取締役社長）

メンバー

樋 口 泰 行　　（マイクロソフト 取締役社長）
横 尾 敬 介　　（みずほ証券 取締役社長）
高 木 邦 格　　（国際医療福祉大学 理事長）
黒 田 康 裕　　（コクヨ 取締役副社長）
本 田 浩 之　　（リクルート 取締役専務執行役員）
車 谷 暢 昭　　（三井住友銀行 常務執行役員）
程　　近 智　　（アクセンチュア 取締役社長）
冨 山 和 彦　　（経営共創基盤 代表取締役CEO）
星　　久 人　　（ベネッセホールディングス 特別顧問）

以上 10 名

事務局

岡 野 貞 彦　　（経済同友会 執行役）
齋 藤 弘 憲　　（経済同友会 企画部 部長）
田 幸 大 輔　　（経済同友会 企画部 マネジャー）

Data tables

Table 7.1 E-government development index

Rank	Country	Index value	Online Service Component	Telecomm. infrastructure component	Human Capital Component
1	Republic of Korea	0.9283	1.0000	0.8356	0.9494
2	Netherlands	0.9125	0.9608	0.8342	0.9425
3	United Kingdom	0.8960	0.9739	0.8135	0.9007
4	Denmark	0.8889	0.8562	0.8615	0.9489
5	United States	0.8687	1.0000	0.6860	0.9202
6	France	0.8635	0.8758	0.7902	0.9244
7	Sweden	0.8599	0.8431	0.8225	0.9141
8	Norway	0.8593	0.8562	0.7870	0.9347
9	Finland	0.8505	0.8824	0.7225	0.9467
10	Singapore	0.8474	1.0000	0.6923	0.8500
11	Canada	0.8430	0.8889	0.7163	0.9238
12	Australia	0.8390	0.8627	0.6543	1.0000
13	New Zealand	0.8381	0.7843	0.7318	0.9982
14	Liechtenstein	0.8264	0.5882	1.0000	0.8910
15	Switzerland	0.8134	0.6732	0.8782	0.8888
16	Israel	0.8100	0.8497	0.6859	0.8945
17	Germany	0.8079	0.7516	0.7750	0.8971
18	Japan	0.8019	0.8627	0.6460	0.8969
19	Luxembourg	0.8014	0.6993	0.8644	0.8404
20	Estonia	0.7987	0.8235	0.6642	0.9085
21	Austria	0.7840	0.7451	0.6977	0.9091
22	Iceland	0.7835	0.5425	0.8772	0.9310
23	Spain	0.7770	0.7582	0.6318	0.9409
24	Belgium	0.7718	0.6471	0.7420	0.9264
25	Slovenia	0.7492	0.6667	0.6509	0.9300
26	Monaco	0.7468	0.3595	0.9370	0.9439
27	Russian Federation	0.7345	0.6601	0.6583	0.8850
28	United Arab Emirates	0.7344	0.8627	0.5568	0.7837
29	Lithuania	0.7333	0.6993	0.5765	0.9240
30	Croatia	0.7328	0.6405	0.6965	0.8615
31	Hungary	0.7201	0.6863	0.5677	0.9065
32	Italy	0.7190	0.5752	0.6697	0.9120
33	Portugal	0.7165	0.6536	0.6028	0.8931
34	Ireland	0.7149	0.5359	0.6553	0.9535
35	Malta	0.7131	0.6144	0.7192	0.8057
36	Bahrain	0.6946	0.8627	0.4183	0.8028
37	Greece	0.6872	0.5752	0.5531	0.9332
38	Kazakhstan	0.6844	0.7843	0.3555	0.9134
39	Chile	0.6769	0.7516	0.4001	0.8788
40	Malaysia	0.6703	0.7908	0.4510	0.7691
41	Saudi Arabia	0.6658	0.7974	0.4323	0.7677
42	Latvia	0.6604	0.5882	0.5051	0.8879
43	Colombia	0.6572	0.8431	0.2894	0.8391
44	Barbados	0.6566	0.3725	0.6740	0.9232
45	Cyprus	0.6508	0.5621	0.5153	0.8751
46	Czech Republic	0.6491	0.5425	0.5151	0.8898
47	Poland	0.6441	0.5359	0.4921	0.9044
48	Qatar	0.6405	0.7386	0.4513	0.7316
49	Antigua and Barbuda	0.6345	0.3072	0.7192	0.8770
50	Uruguay	0.6315	0.5490	0.4442	0.9013
51	Serbia	0.6312	0.5752	0.4701	0.8484
52	San Marino	0.6305	0.2941	0.6794	0.9179
53	Slovakia	0.6292	0.5033	0.5147	0.8696
54	Brunei Darussalam	0.6250	0.5948	0.4550	0.8253
55	Mexico	0.6240	0.7320	0.3104	0.8295
56	Argentina	0.6228	0.5294	0.4352	0.9038
57	Montenegro	0.6218	0.5098	0.5375	0.8182
58	Andorra	0.6172	0.3137	0.7315	0.8063
59	Brazil	0.6167	0.6732	0.3568	0.8203
60	Bulgaria	0.6132	0.4902	0.5006	0.8486
61	Belarus	0.6090	0.4118	0.5033	0.9120
62	Romania	0.6060	0.5163	0.4232	0.8783
63	Kuwait	0.5960	0.5817	0.4179	0.7885
64	Oman	0.5944	0.6667	0.3942	0.7224
65	Bahamas	0.5793	0.4706	0.4554	0.8120
66	Panama	0.5733	0.4641	0.4408	0.8151
67	Trinidad and Tobago	0.5731	0.4837	0.4526	0.7830
68	Ukraine	0.5653	0.4248	0.3535	0.9176
69	Republic of Moldova	0.5626	0.5163	0.3586	0.8129
70	The former Yugoslav Rep. of Macedonia	0.5587	0.4510	0.4135	0.8115
71	Venezuela	0.5585	0.4837	0.3215	0.8705
72	Georgia	0.5563	0.6013	0.2328	0.8348
73	Dominica	0.5561	0.2941	0.6221	0.7520
74	El Salvador	0.5513	0.6732	0.2638	0.7169
75	Grenada	0.5479	0.3529	0.4014	0.8895
76	Mongolia	0.5443	0.5882	0.1758	0.8688
77	Costa Rica	0.5397	0.4967	0.3135	0.8089
78	China	0.5359	0.5294	0.3039	0.7745
79	Bosnia and Herzegovina	0.5328	0.3725	0.3917	0.8341
80	Turkey	0.5281	0.4641	0.3478	0.7726
81	Saint Kitts and Nevis	0.5272	0.1830	0.5648	0.8338
82	Peru	0.5230	0.5163	0.2585	0.7942
83	Viet Nam	0.5217	0.4248	0.3969	0.7434
84	Seychelles	0.5192	0.3333	0.4037	0.8204
85	Saint Vincent and the Grenadines	0.5177	0.3137	0.4697	0.7696
86	Albania	0.5161	0.4248	0.3370	0.7863
87	Lebanon	0.5139	0.4771	0.2728	0.7917
88	Philippines	0.5130	0.4967	0.2082	0.8341
89	Dominican Republic	0.5130	0.5359	0.2632	0.7398
90	Saint Lucia	0.5122	0.3464	0.3814	0.8089
91	Uzbekistan	0.5099	0.4967	0.2075	0.8255
92	Thailand	0.5093	0.5098	0.2361	0.7819
93	Mauritius	0.5066	0.4314	0.3296	0.7588
94	Armenia	0.4997	0.3268	0.3217	0.8505
95	Maldives	0.4994	0.3268	0.3599	0.8114
96	Azerbaijan	0.4984	0.3660	0.3033	0.8259
97	Indonesia	0.4949	0.4967	0.1897	0.7982
98	Jordan	0.4884	0.3922	0.2717	0.8013
99	Kyrgyzstan	0.4879	0.4248	0.1903	0.8485
100	Iran (Islamic Republic of)	0.4876	0.4902	0.2638	0.7089
101	South Africa	0.4869	0.4575	0.2214	0.7817
102	Ecuador	0.4869	0.4575	0.2482	0.7549
103	Tunisia	0.4833	0.4771	0.2886	0.6841
104	Paraguay	0.4802	0.4575	0.1968	0.7862
105	Fiji	0.4672	0.3595	0.2434	0.7986
106	Bolivia (Plurinational State of)	0.4658	0.4118	0.1786	0.8072

様式第１号

行政文書開示請求書

平成25年9月4日

総 務 大 臣　　殿

氏名　岩崎 信
[redacted]

憲法上の国民主権、表現の自由、参政権、及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求する。

記

１　請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

○ 法令データ提供システム http://law.e-gov.go.jp/
　で参照可能な全法令中、「別記」として閲覧不可能な情報(様式等)
○ 全法令文中の「様式」とその関連法令の全文
○ 行政文書ファイル管理簿

２　求める開示の実施の方法等　（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。
　<実施の方法>　①　閲覧　　②　写しの交付　③　　その他（　　）
　<実施の希望日>
（イ）写しの送付を希望する。（ 電磁的記録のコピー：　インターネットサーバーからのダウンロード）

開示請求手数料 （1件300円）	３００円	印紙をはってください	(受付印)

※　この欄は記入しないでください。

担当課	
備　考	

様式第15号　　平成25年9月4日

開示実施手数料の免除申請書

総務大臣　殿

氏名　岩崎 信
[redacted]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり、行政文書の開示請求書の提出時における300円の印紙貼り付け免除を申請する。

記

1　開示決定のあった行政文書の名称等：まだ決定はない。
（開示決定通知書の日付・番号：　　）

2　免除を求める額
開示に係る実費が判明する時までの間に請求されている金額(300円の印紙)

3　免除を求める理由
②　その他
法第16条には「実費の範囲内において～開示の実施に係る手数料を納めなければならない。」と規定されているが、開示請求書を提出する時点では実費の額が不明である。実費の額が判明してから請求するべきである。
法第16条2項には、「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」と規定されており、開示請求書を提出する時点で、300円の印紙を貼るように要求することは、できる限り利用しやすい方法であることを減じるものであり、明らかに開示請求を困難化するものであるから違法である。公正取引慣行に反するものである。開示請求書の提出時点での「できる限り利用しやすい額」は0円である。
本件開示請求に係る情報は、法施行令第14条第4項「開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき」に該当するものであるから、免除されるべきである。当然インターネットでアクセス可能な状態でなければならない情報である。
平成25年6月14日に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されている。現在有効な法令の全部が省略されことなく閲覧可能な状態にない場合には、世界最先端IT国家ということはできないことは明らかである。
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十条（行政の情報化）、第一条（目的）、第三条（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）、第五条（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）、第六条（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）、第十一条（国及び地方公共団体の責務）、第十六条（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）等の規定に反する法令情報の非公開状態である。
オンラインで開示請求手続きを完結させることを妨げる印紙貼り付け要求は、世界最先

端 IT 国家がなすべきことではない。県市町村政府の開示請求手続きでは、請求書の提出時に手数料を要求されることはない。国政府の場合にも同様にできるはずである。憲法上の国民主権に反することである。国民が行政情報を求めるのに印紙の貼り付けを要求するようなことは憲法違反である。

行政文書開示請求書

平成25年9月4日

総務大臣 殿

氏名　岩崎 信
[redacted]

憲法上の国民主権、表現の自由、参政権、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求する。

記

1　請求する行政文書の名称等

①　法令データ提供システム http://law.e-gov.go.jp/ で参照可能な全法令中、「別記」などとして閲覧不可能な情報(様式等) ②　①の情報を含む当該法令の全文

2　求める開示の実施の方法等　　（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞　①　閲覧　　②　写しの交付　③　　その他（　　） ＜実施の希望日＞ (イ) 写しの送付を希望する。（ 電磁的記録のコピー：　インターネットサーバーからのダウンロード）

~~開示請求手数料~~ ~~（1件300円）~~	~~300円~~ ~~印紙をはってください~~	(受付印)

※　この欄は記入しないでください。

担当課	
備　考	

添付書面　開示手数料の免除申請書

平成25年9月4日

開示手数料の免除申請書

総務大臣 殿

氏名　岩崎 信
[redacted]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項の規定により、下記のとおり、行政文書の開示請求に係る手数料の免除を申請する。

記

1　開示請求に係る行政文書の名称等：（開示請求の日付：　9月4日　）

①　法令データ提供システム http://law.e-gov.go.jp/ で参照可能な全法令中、「別記」などとして閲覧不可能な情報(様式等) ②　①の情報を含む当該法令の全文

2　免除を求める額：　開示請求に伴う、「実費の範囲内の手数料」の全額
　　開示請求書の提出時における300円の印紙貼り付け免除、及び、開示実施手数料

3　免除を求める理由
　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項、その他特別の理由がある時に該当する。
法第16条には「実費の範囲内において～開示の実施に係る手数料を納めなければならない。」と規定されているが、開示請求書を提出する時点では実費の額が不明である。実費の額が判明してから請求するべきである。300円が実費であるとの根拠が明示されていない。
法第16条2項には、「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」と規定されており、開示請求書を提出する時点で、300円の印紙を貼るように要求することは、できる限り利用しやすい方法であることを減じるものであり、明らかに開示請求を困難化することを意図するものであるから違法である。公正取引慣行に反するものである。開示請求書の提出時点での「できる限り利用しやすい額」の最大値は0円である。憲法及び法律の規定に反する政令の規定は無効である。

本件開示請求に係る情報は、法施行令第14条第4項「開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき」に該当するものであるから、免除されなければならない。10年以上前から当然インターネットでアクセス可能な状態でなければならない情報である。いかなる追加費用も必要とされることなく、印紙を購入するために郵便局に行ったり、その印紙を開示請求書に貼り付け

たりする労力を強いられることなく、国民は当該情報を閲覧することがでるはずのものである。

平成 16 年 11 月 12 日付け、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定　によれば、「電子的に提供する情報の内容」 として、次の通り規定されている。

④ 所管する法令（法律、政令、勅令、府令、省令、規則）、告示・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文（法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。） ⑤ 国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料 ⑥ 新規制定又は改正した法令の全文、概要その他分かりやすい資料

「法令の全文」ということは、本文中に「～は、別記様式のとおりとする。」などとして参照されるべき様式等も含まれることは明らかである。閲覧者に対して「別記様式のとおり」とし、どこにあるのか懸命に探索させながら、迷宮入りさせるようでは全文が完結しているとはいえない。

国民を困惑させ、公務員に対する不信感を増大させ、絶望感に陥れるものである。国民を不幸にするものである。国民の遵法意識を萎えさせ、光明正大な法治国家を退廃させるものである。日本国民の非合理性を外国人に喧伝することになるものである。

この指針によれば、、法令データ提供システムにおいて当然参照可能な状態でなければならず、法令データ提供システムを管理する総務省は全法令の全文を保有していなければならないことになる。

平成 25 年 6 月 14 日に「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定されている。現在有効な法令の全部が省略されことなく閲覧可能な状態にない場合には、世界最先端 IT 国家ということはできないことは明らかである。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十条(行政の情報化)、第一条(目的)、第三条（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現)、第五条（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現)、第六条（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上)、第十一条（国及び地方公共団体の責務)、第十六条（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）等の規定に反する法令情報の非公開状態である。

オンラインで開示請求手続きを完結させることを妨げる印紙貼り付け要求は、世界最先端 IT 国家がなすべきことではない。仮に、開示請求時に手数料の支払いを求められることが正当であるとしても、オンラインで支払い可能な方法（銀行口座振込、クレジットカード等）を選択できるようなシステムを整えてから支払請求するべきである。

県市町村政府の開示請求手続きでは、開示請求書の提出時に手数料を要求されることはない。国政府の場合にも同様にできるはずである。憲法上の国民主権に反することである。国民が行政情報を求めるのに印紙の貼り付けを要求するようなことは憲法違反である。行政機関の保有する情報の公開に関する法律第一条(目的)に反するものである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律　（手数料）

第十六条　開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、**実費の範囲内**において政令で定める額の**開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料**を納めなければならない。

２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、**できる限り利用しやすい額**とするよう配慮しなければならない。

３　行政機関の長は、経済的困難その他**特別の理由がある**と認めるときは、政令で定めるところにより、**第一項の手数料**を減額し、又は免除することができる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令　（手数料の減免）

第十四条　４　第一項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により**一般に周知させることが適当であると認めるとき**は、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（目的）

第一条　この法律は、**国民主権の理念**にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の**一層の公開を図り**、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある**公正で民主的な行政の推進**に資することを目的とする。

別紙　○ 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方

https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/20041112doc1.pdf

○ 日本の電子政府化の現状に関する資料

総官政第130号
平成25年10月4日

行政文書不開示決定通知書

岩崎 信　様

総務大臣　新藤　義孝

平成25年9月4日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1　不開示決定した行政文書の名称

①　法令データ提供システム http://law.e-gov.go.jp/ で参照可能な全法令中、「別記」などとして閲覧不可能な情報（様式等）

②　①の情報を含む当該法令の全文

2　不開示とした理由

本件開示請求については、開示請求手数料未納による形式的不備が認められるため。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、総務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

＊　担当課等

総務省大臣官房政策評価広報課情報公開渉外係
所在地：〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２
TEL　：03-5253-5111（内線5165）

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）

情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」が設置されました。

【お知らせ】

■ 新戦略推進専門調査会　規制制度改革分科会（第2回）（H25.11.14）
■ 第4回パーソナルデータに関する検討会の開催について（H25.11.22）＜傍聴受付は終了しました＞
■ パーソナルデータに関する検討会 第4回技術検討ワーキンググループ（H25.11.8）
■ 新戦略推進専門調査会電子行政分科会（第1回）（H25.11.7）
■ 新戦略推進専門調査会医療・健康分科会（第1回）（H25.11.6）
■ 新戦略推進専門調査会農業分科会（第1回）（H25.11.1）
■ パーソナルデータに関する検討会 第3回技術検討ワーキンググループ（H25.11.1）
■ 新戦略推進専門調査会人材育成分科会（第1回）（H25.10.30）
■ 新戦略推進専門調査会道路交通分科会(第1回)（H25.10.30）
■ 第3回パーソナルデータに関する検討会（H25.10.30）
■ 第53回各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（H25.10.29）
■ 新戦略推進専門調査会防災・減災分科会（第1回）（H25.10.25）
■ 平成26年度「工程表該当施策」について（H25.10.25）
■ 新戦略推進専門調査会規制制度改革分科会（第1回）（H25.10.21）
■ パーソナルデータに関する検討会 第2回技術検討ワーキンググループ（H25.10.17）
■ 新戦略推進専門調査会(第1回)（H25.10.3）
■ 第2回パーソナルデータに関する検討会（H25.10.2）
■ パーソナルデータに関する検討会 第1回技術検討ワーキンググループ（H25.9.27）
■ パーソナルデータに関する検討会（H25.9.2）
■ 情報通信技術（IT）関係施策に関する平成26年度戦略的予算重点方針（H25.6.28）
■ 第52回各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（H25.6.25）
■ 第4回電子行政オープンデータ実務者会議（H25.6.21）
■ 「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されました。（H25.6.14）

■ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第62回）（H25.6.14）
■ 新たなIT戦略の策定に関するパブリックコメントの受付終了（H25.6.7 17:00）
■「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（案）」及び「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（案）」に関するパブリックコメントの受付終了（H25.6.7 17:00）
■ 内閣法等の一部を改正する法律（政府CIO法）が公布・施行されました。（H25.5.31）
■ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第61回）（H25.5.24）
■ 第51回各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（H25.5.20）
■ IT総合戦略本部　IT戦略起草委員会(第4回)（H25.5.17）
■ IT総合戦略本部　IT戦略起草委員会(第3回)（H25.5.9）
■ IT総合戦略本部　IT戦略起草委員会(第2回)（H25.4.24）
■ 業務プロセス改革計画の実施状況等について（H25.4.24）
■ 第50回各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（H25.4.18）
■ IT総合戦略本部 IT戦略起草委員会（H25.4.12）

■ IT総合戦略本部IT戦略推進委員会 (H25.1.15)
■ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第60回） (H25.3.28)
■ ITS推進協議会 (H25.3.28)
■ 「IT防災ライフライン構築のための基本方針及びアクションプラン」フォローアップ結果について (H25.3.25)
■ 第3回電子行政オープンデータ実務者会議 (H25.3.21)
■ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部有識者本部員懇談会（第2回） (H25.3.21)
■ 内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）が閣議決定・国会提出されました。 (H25.3.1)
■ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部有識者本部員懇談会（第1回） (H25.3.1)
■ 第2回電子行政オープンデータ実務者会議 (H25.1.15)

□ 根拠 / 構成員

□ 開催状況

□ 関連法令等
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）
内閣法等の一部を改正する法律（政府CIO法）
IT関連法律リンク

□ 決定等

□ 関係会議等

□ ご意見募集（皆様からの意見等を受け付けています）

□ 平成24年以前の活動状況等

【連絡先】 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3－3－1 尚友会館 【地図】
TEL.03-5253-2111（内線83638・83643）

甲13号証

このニュースをメールで伝える

このニュースをブログに書く

<a href="http://www.news コピー

国交省職員　専門書出版で裏金工作か

< 2006年12月7日 2:09 >　ブックマーク

国交省の職員のグループが専門書を出版し、その一部を国交省が購入。そこで得た原稿料はプールされ、懇親会などに使われていた。

これは6日午後、民主党・長妻昭議員が衆議院決算行政委員会で追及したもの。国交省の複数の職員は研究会を立ち上げ、わかっているだけで、専門書を約1万3500部出版。この一部は国交省が購入しており、職員らは原稿料などとして出版社から受け取った約700万円以上をプールし、懇親会や記念品の購入費などに使用していた。

長妻議員は「実態は職員が公務で作成した資料を出版社がまとめただけに近く、高額の原稿料を受け取るのは不適当」と指摘している。しかし、国交省は「研究会は私的なものであり、把握する立場にない」と説明している。

【関連記事】

厚労省捜索、職員の机から約400万円　2009.06.19 11:56
国交省公用車談合、約10社に課徴金の方針　2009.05.23 13:33
出版関連企業6社、ブックオフ株3割取得へ　2009.05.13 17:39
金品受け取った職員を停職処分に～経産省　2008.07.11 22:11
渡辺淳一さん「海賊版改めてほしい」　2008.06.25 21:39
▲上へ

甲14号証

27 : 実習生さん : 2006/12/11(月) 22:49:30 ID:FoYX7IBt
181 名前: 就職戦線異状名無しさん 投稿日: 2006/12/10(日) 12:32:11
国交省職員　専門書出版で裏金工作か＜12/7 2:09＞

　国交省の職員のグループが第一法規から専門書「公共用地の取得に伴う用対連基準の解説」を出版し、その一部を国交省が購入。そこで得た原稿料はプールされ、懇親会などに使われていた。
　これは6日午後、民主党･長妻昭議員が衆議院決算行政委員会で追及したもの。国交省の複数の職員は研究会を立ち上げ、わかっているだけで、専門書を約1万３５００部出版。この一部は国交省が購入しており、職員らは原稿料などとして第一法規から受け取った約７００万円以上をプールし、懇親会や記念品の購入費などに使用していた。

　長妻議員は「実態は職員が公務で作成した資料を第一法規がまとめただけに近く、高額の原稿料を受け取るのは不適当」と指摘している。
しかし、国交省は「研究会は私的なものであり、把握する立場にない」と説明している。

28 : 実習生さん : 2006/12/19(火) 16:39:23 ID:nu8ZpmdX
第一法規の批判をしているのは同業者でしょ･･･他社の批判より出版に力を入れたら？

29 : 実習生さん[sage] : 2006/12/19(火) 16:43:30 ID:uIGyqx3u
私は学生ですが
第一法規の不祥事は許せなかったのでホームページからクレームを付けておきました

30 : 実習生さん : 2006/12/20(水) 00:41:08 ID:INttaNv4
↑G社の社員でしょ。「私は学生ですが」なんて･･･。馬鹿じゃっ

31 : 実習生さん[sage] : 2006/12/20(水) 00:48:11 ID:BuUCy0L1
なんのことか知りませんが私は学生です
自分の属する政府が絡む問題ですので当然のことかと思いますが

32 : 実習生さん : 2006/12/22(金) 04:04:32 ID:HCSOsasI
ぎょうせい前社長、罪状認める＝相続めぐり１１億円脱税－東京地裁

　約１１億円を脱税したとして、相続税法違反の罪に問われた官公庁向け出版最大手「ぎょうせい」前社長藤沢玄雄被告（６４）の初公判が２５日、東京地裁（飯田喜信裁判長）であり、同被告は「その通りです」と起訴事実を認めた。　(時事通信) [12月25日17時2分更新]

相続税１１億円脱税、ぎょうせい前社長に実刑判決

　父親の遺産を隠して相続税計約１１億２０００万円を脱税したとして、相続税法違反の罪に問われた官公庁向け出版大手「ぎょうせい」（東京都中央区）の前社長･藤沢玄雄被告（６５）の判決が２８日、東京地裁であり、飯田喜信裁判長は懲役2年、罰金2億円（求刑･懲役3年6月、罰金2億５０００万円）の実刑を言い渡した。　(2004/7/28/14:29　読売新聞)

ぎょうせい前社長、二審も実刑＝相続税１１億円脱税－東京高裁

約１１億円を脱税したとして、相続税法違反罪に問われた官公庁向け
出版大手「ぎょうせい」前社長藤沢玄雄被告（６５）の控訴審判決で、
東京高裁は２６日、懲役２年、罰金２億円とした一審判決を支持し、
同被告側の控訴を棄却した。

村上光鵬裁判長は「巨額の脱税で、国の課税権を大きく侵害した」と指摘。
「生命保険の名義変更など脱税の準備行為もしており、実刑はやむを得ない」
と述べ、事実誤認や量刑不当の主張を退けた。（時事通信）- 1月26日16時0分更新

甲15号証

○阿部委員　極めて健全で、そして、本当に常識とは何であるのか。何度も申しますが、健康な女性がだまされて取られた、そのことが医師の道に合っているのかどうかということを本当に常識に基づいて判断していただきたい。それをしてこなかった二十四年間がいかに非常識であったかという事態ですので、尾辻大臣には重ねてお願い申し上げます。

引き続いて、社会保険庁の監修料問題、これは通告をしてございますので、これに移らせていただきます。

厚生省に関係するところのいわゆる監修料問題は、社会保険庁以外にも、厚生省本体でも監修をしておられますが、さまざまに、この監修料を職員が受け取って、その受け取った監修料をプールして、タクシー代や飲食代に回しておった。このことについて、実は昨年の十月二十二日に一回目の調査が行われて、しかし、調査の直後、新聞報道から、やはりこの調査では何とも生ぬるく、実態を明らかにしていないという指摘がなされて、一月十四日、再調査の報告がなされました。

冒頭、尾辻大臣に伺いますが、もしも新聞報道がそういうことを指摘しなければ、果たして、一回目の省内で行われた厚生労働省調査というのは、この職員にかかわる監修料問題を正しく把握していたか。すなわち、この手法自身に問題があったのではないか。内部調査で、聞き取り調査で、そして問題が露見したところだけびほう策をとるという対応が実は新聞報道によってつかれて、二回目の報告になったというふうに認識いたしますが、この内部調査で事足れりとするかどうかについて、大臣の見解を伺いたいと思います。

○尾辻国務大臣　確かに、一回目の調査が甘かったことは深く反省をしなければなりません。

そこで、今回改めて追加調査をいたしまして報告書もお出しをしておりますけれども、その中で、前回調査において結果として十分な実態解明ができなかったことについて深く反省をしておるところである、この点につき、今回明らかになった資金を融通する仕組みにかかわっていた経理課予算班担当者及び各課の庶務担当者が、そのような仕組みが存在することについて積極的に明らかにしなかったことは極めて遺憾である、こういうふうに反省をいたしております。

一回目の調査が甘かったことは反省をいたしております。

○阿部委員　私が指摘したいのは、今回の調査も社会保険庁の次長をヘッドに、実はこの社会保険庁の次長は他の案件で処分を受けている、管理責任を問われている御当人であります。こうやって内々に幾ら調査しても、実は本当にほころびが出たところだけ直していくという形になって、今一番国民にとって大事な社会保険庁の信頼回復というところが、さらにさらにさらに遠のくように思います。

そして、監修料問題というのは、厚生省内でも社会保険庁でも、また他の省庁でも見られる重大な問題であります。

一つは、第三者を入れてきちんとこの監修料問題を検討するお気持ちがおありか否かを尾辻厚生労働大臣に、そして、恐縮ですが、麻生総務大臣、せっかくおいでいただきまして、続けて質問させていただきますが、去る九六年にも第一法規事件というのがございまして、これも監修料問題でございました。出版の一部が印税として大量に各省庁に返ってきている問題でした。

私は、監修料問題は厚生労働省だけではない、例えば総務省、旧自治省、それから他の、環境省とかもあると思います。そういう監修料問題について、既に九六年から十年近くを経て今日いまだに問題であるということについて、御担当の省庁に限っても結構ですし、全般に広げていただいても結構です、御答弁をお願いします。

○尾辻国務大臣　まず、今回の一回目と二回目の調査について改めて申し上げますけれども、前回の調査は、これは十月の二十二日に結果を公表させていただきました。このときは全省的なものでございましたけれども、今御指摘いただきましたように、二回目の追加調査は、新聞報道を契機といたしまして、特に社会保険庁にかかわる調査でございましたので、既にできておりました、カワグチ技研問題等調査班というのをつくっておりましたから、その班で改めて調査をさせたところでございます。

しかし、いずれの調査班も、これは私が指示してつくった、副大臣を委員長とする厚生労働省信頼回復対策チームのもとに位置づけて調査をさせたということでございます。特に追加調査の方は、これはもう私も本当に覚悟を決めて、出すべきうみは全部出せといって、指示をしたものでございます。そのことをまず申し上げます。

それから、監修料につきましては、もうこんな事態を招きましたから、今後一切そうしたものは禁止ということにいたしたところでございます。

○麻生国務大臣　国家公務員というものが、いわゆる自分の職務外の活動として、自分の専門知識とか経験、これまでの経験というのを生かして、少なくとも本の監修をやるとかいうこと、そのこと自体は、それは明らかにその施策が広く普及していくという意味で決して悪いことではないと思うんですが、問題は、職務外の行為を報酬をもらってやるということになったときには、それは国家公務員法とか国家公務員倫理法という法律というか規定がありますので、その規定を遵守して、そして少なくとも、不信を招く、そういったようなことがないように、疑惑を招くことのないように、十分に留意してやらねばならぬというのは、これは一般的に言えることであって、それは公務員たるものの基本だと思っておりますし、事実、そのような規定になっております。

○甘利委員長　もう時間です。

○阿部委員　ありがとうございました。

○甘利委員長　これにて阿部君の質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後五時四十七分休憩

甲16号証

○長妻委員　これは大変申しわけありませんけれども、今後、会計検査院の検査対象にOBが天下っている、そこに対する甘い検査があった場合、いや、OBがいるから甘いんだというふうに私は、申しわけないですけれども、疑ってしまいます。そういう意味でも、天下りをやめて、公表基準を明確に、基準、ガイドラインは打ち出していただきたいということをお願いを強く申し上げます。

そして、次の問題でございますけれども、皆様方のもとに国土交通省総合政策局からいただいた資料をお配りしておりますけれども、この資料の中で三枚の、私は何か裏金帳簿の疑いがあるのかなと思うような帳簿をいただきました。

ここを見ますと、例えば一月十六日、忘年会二次会等振り込み七万九千円。三月十六日、総務課三万円。確定申告還付金四人分二十八万三千二百円、これは収入です、こっちは。それと、用地ヒアリング精算、七月三日、十六万八千九百二十五円。あるいは、ビールとか懇親会代、打ち上げ、弁当代等々、いろいろなことが書いてございます。

しかし、これを見ると、毎月毎月、例えば一月では一月十六日に一月分ということで二万八千円の収入がある。これは、いろいろな福利厚生費として職員の方から会費を受け取って入金しているということで、国土交通省によると、親睦会費を書いた覚書メモだ、こういうような御説明でございました。

しかし、職員の会費だけでやっているんだったら私は問題ないと思うのでございますが、ほとんどの収入はある出版社からのものでございまして、この出版社が五回に分けて、この帳簿はことしの一月から八月二十二日までで切れておりますけれども、その間、五回に分けてトータルで七百五万四千三百四十三円振り込まれているわけでございます。一月十六日に三百万円、四月五日に二百六十一万円、五月十五日に二十万円、五月十五日に、同じ日に分けて四十一万円、六月十五日に八十一万円と、五回振り込まれておりますが、この五回の入金というのは、それぞれ、いつ作業をした、そして何の対価なのか。五回、それぞれ簡潔にお示しいただきたいと思います。

〔委員長退席、古川（元）委員長代理着席〕

○冬柴国務大臣　国土交通省の中に国土環境・調整課という課がありまして、そこには課員がおおむね二十人、ふえたり減ったりするときはありますけれども、勤めております。この仕事は、用地を取得した、あるいはその上の建物を取得したという場合に、どれほどその所有者に対して、あるいは地上権の場合もありますけれども、補償をするかということを決める、そういう課でございます。

そういう特殊な仕事がありまして、このような仕事は、国土交通省の中でも、本省だけではなしに地方には八つの支局、これも整備局とまた別に運輸局があります。また、その下には三百四にわたる地方事務所もあります。そういうところがそういう仕事をするわけでございます。したがいまして、大変技術的で、そして、その時々の補償をどれくらいしたら正当かということを知るには、非常に技術的な点があります。十分そういう知見を持った、経験も持った人たちがその調整課にはいるわけでございます。

したがいまして、その中の九人の人が、第一法規という出版社でございますが、そことの間で契約を結びまして、そして書籍の執筆をした。それは、仕事上のいろいろな知見に基づいて、第一法規の方からその人たちにぜひ執筆をしてほしいということでやられたと私は聞いております。したがって、そういうものの、請負契約になりましょうか、そういう執筆料というものがそこに入っているということでございます。

今示された資料は、その調整課の二十人の方々の共通の収支といいますか、共通のお金をそこに記載した私のメモでございまして、公的なものではございません。

○長妻委員　今、請負契約と言われましたけれども、だれとだれが、あるいは法人でも結構ですけれども、どことどこの契約ですか。

○冬柴国務大臣　そのような出版を企画いたしました第一法規という株式会社と九人の人たちの間で結ばれたものでございます。

ただ、九人の人たちは、私はこの性格はわかりませんけれども、研究会というものをつくっておりまして、その研究会は民法上の組合だろうと思いますけれども、せんじ詰めれば、九人の一人一人と第一法規との間の執筆という形の請負契約であろうというふうに思います。

○長妻委員　民法上の組合と言われましたけれども、この研究会は、聞いておりますのは、用地補償実務研究会、これを職場の中でつくって、民法上の組合として請負契約を結んでいる、そこでお金が入ってきていろいろなのに使っていると。個人でも使っているんでしょうね、地方税も払われておりますので、個人所得として計上されて

おられるんではないかとも推察しますが。

何でこれを私は問題にしておりますかというと、第一法規からお金は入っているんですが、何の対価なのか実態がわからないんですね。説明を何度聞いてもお示しいただけない。

六月五日に入金があった八十一万円については、これを書きましたということで、コピーを持ってきていただきました。百七十四ページ分のこれを書いたんですと。ただし、去年の仕事なので、一年以上たって入金されるのは私もどうなのかなとも思いますが、八十一万円分はある。

しかし、八十一万円分といっても、ほとんど条文がただ丸写しですね。土地評価事務処理要領、別記一、十六条、九条とか、地価公示法九条とか、若干解説もありますけれども、これが八十一万円の対価とは私は到底思えないのでございますが、それ以外の四回については、いつ仕事をしたのか、どのページを書いたのかわからないということでありまして、本当に実態がある労働の対価なのかどうかというのを確認したいんですが、事務方の方、いかがですか。

○川本政府参考人　お答えいたします。

この件につきましては、第一法規出版の方に確認をしましたところ、追録三百六十八ページ、四百六ページ、八十二ページ、それから、ただいま先生がお話になりました百七十四ページ、それぞれについての執筆作業に対する対価であるというふうに聞いております。

○長妻委員　いや、第一法規に確認したと今言われましたけれども、この九人の方に、いつ作業をしたんだい、こういう確認はされたんですか。

○冬柴国務大臣　この作業は、私が冒頭申し上げましたように、第一法規と九人の人たちのプライベートの仕事でございます。したがいまして、我々はそれを確認したり、またこういう場で公表したりすることは適当ではないと私は判断をいたします。

○長妻委員　プライベートということは、では、その仕事は職場ではしていないわけですか。

○冬柴国務大臣　職場ではいたしておりません。就業時間が終わってから自宅で、あるいは一部は職場でやっているかもわかりませんけれども、終わってからの仕事でございます。

○長妻委員　これは、しかし私は問題があるんじゃないかと思うんですね。こういうものを、職場でこれをつくっているわけですね、こういう帳簿も。全く勤務時間外に全部、こういう帳簿もつくっているんですかね。私はそうは思えないんですけれども。

そうしましたら、問題がなければ、それぞれ、過去四回の作業がいつからいつまでした作業なのか、あるいは、どの部分のこれはコピーですよというふうにいただきたいんですけれども、それもだめだということでありますね。そうしたらば、どうやってこれを確認すればいいわけですか。

そして、この中を見ますともう一点、これは私も理解ができないんですが、ここには実名の課長補佐の名前が書いてありますが、あえてI補佐と言います。I補佐という補佐に、この方は国土環境・調整課の方ですけれども、ことし一月から八月にかけて、六回に分けて合計百五十一万六千円が渡されているんですね、I補佐ということで。

これは、贈与税が発生するのかどうか。一人当たり年間百十万円までは非課税ですから、百十万を超えれば贈与税がかかってくると思うんですが、その贈与税の問題と、そもそもこのI補佐というのは、この作業にかかわった人なんですか、執筆した人なんですか。

○冬柴国務大臣　執筆にかかわった人ではありません。

この補佐は、常に席にいる人でございまして、所員が、昼食あるいはいろいろな買い物がそこに書かれていますけれども、そういうものをその方に預けまして、そして逐次それを支出していただいた、そういう関係である。

それは、私は、補佐という名前が出た以上は、私ども国土交通省の職務に関係があることをやったのかどうかということは調査する必要があるという判断のもとに調査をいたしました。そうしますと、そういうことが明らかになりましたので、それは、金銭を受託、いわゆる消費寄託しただけでありますから税は発生しない。それは、税務当局もそのように言っていますし、事実もそうであると確認をいたしました。

〔古川（元）委員長代理退席、委員長着席〕

○長妻委員　不可解なのは、ほかでは別に打ち上げ費用とかビール代とかいっぱいこれはありますけれども、何でこの方を経由して支払わなきゃいけないんですか。どうしてこの方に百五十一万六千円が直接渡っているんですか。

○冬柴国務大臣　その点ももちろん問いただしましたけれども、それは、昼食代等を都度支払ったものでありまして、一遍に百五十一万が渡されたものではございません。そういう事実関係を我々は承知いたしております。

○長妻委員　一遍に渡されていないというと、例えば、一月十六日は三十万円、これは昼食が三十万円ですか。一月二十五日は十万円、二月二十四日が三十万円、四月三日が三十五万円、六月三十日が十六万六千円、七月三十一日が三十万円ということで、こういうような形になっております。

そして、地方税を払ったというので、名前がいっぱい書いてあって、お金がある。あるいは、先ほど申し上げた確定申告の還付金、あるいは確定申告五人分、五十一万六千九百円を払っているということで、もし本当に個人のものであれば、仮に一〇〇％個人のプライベート契約であれば、こんなところに載せないで、個人が本当にもらって個人で確定申告をして、個人所得としてなぜ処理をしないんだろう、こういう疑問もあり、本当に税務が、税金関係がきちっとなされているのかということも懸念されるわけですが、今後もこういうのは全く問題ないということで続けるおつもりですか。

○冬柴国務大臣　きょう、長妻委員から御指摘がありましたこういう疑惑を、国民の疑惑を受けるようなことはやめようと私は思います。

ただ、このような特殊な分野での知見というものを持っている人たちがいるわけでして、そういうものが地方、先ほども言いましたけれども、三百四の地方事務所の人たちは、毎日、土地の収用あるいはそれに伴う補償等の事務に携わっているわけです。またそれは、地方の団体、市町村もそういう作業が要るわけでございまして、これに対してどれだけの補償をするのが適当なのかという一つのメルクマールが必要になるわけでございます。そのときにこの人たちの知見というものは大変大事なものでございますから、これは相当高い、高価な本でございますけれども、そういう人たちが買っているわけでございます。国土交通省は、ちなみに一冊も買っていません。けれども、それは知見を持っているからでございまして、地方ではそういうものを買っている。

ですから、そこの兼ね合いでございまして、国土交通省として出版したものではございませんので、そこのところを今後、こういう会計処理が適当なのかどうか、それは我々の内部で十分に検討して、疑念を国民が持つことがないような、そういうことを考えていきたいと思っております。

○長妻委員　いや、業務に必要であれば国土交通省が仕事の中で出版されればいいんじゃないですかね。

それで今、国土交通省は一冊も買っていない、こういうふうに大見えを切られましたけれども、事務局、どうですか。一冊も買っていないんですか。

○冬柴国務大臣　本省では一冊も買っておりません。

今委員から出していただいたこの一覧表を見ていただいたらよくわかると思いますが、平成十七年度における本省と第一法規出版株式会社との契約金額は、二千二十万三千五百九十四円と書いてありますが、この中には一冊も入っていません。これは、現行法規総覧等、加除式のものが、これは本省の備品として買い入れているものでございます。

下にいろいろと書かれております。この人たちが書いた本でございますけれども、これについては、国土交通省の購入部数はと書かれておりますが、本省ではなしに、先ほど言いました出先機関、整備局あるいは運輸局、八局ずつありますが、その下にも三百四の事務所があります。そういうところが、その中の予算あるいはお金からそれぞれに買っているものでございまして、国土交通省が買ったものではございません。

○長妻委員　本当に、トリックのような答弁はやめていただきたい。国土交通省は一冊も買っていませんと大見えを切って、地方だって、地方の整備局等は国土交通省ですよ。普通の人はそう思いますよ。それはちょっと非常にトリック的な答弁だと思います。

甲18号証

ヤマト運輸

クロネコメール便

法人・個人事業主のお客様はこちら

重要なお知らせ お心当たりのない、もしくは宛名の違うクロネコメール便をお受け取りになられた方は、下記のフリーダイヤルまでご連絡ください。
なお、郵便ポストへの投函はできませんのでご注意ください。

0120-11-8010

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※クロネコメール便でお困りの方はこちら

サービス内容

荷物の外装に記載された住所の荷物受け・新聞受け・郵便受け・メール便室等に投函・配達するサービスです。受領印を必要としないチラシやパンフレットを全国一律80円の価格からお預かりします。

クロネコメール便の特長

荷物の外装に記載された住所の荷物受け・新聞受け・郵便受け・メール室等に投函・配達するサービスです。

全国一律料金・365日営業でお受けいたします。

目安として400km圏内は翌々日、400km圏以上は発送日を含め4日目のお届けになります。（離島・一部地域を除く）
※お急ぎの場合はクロネコメール便速達サービスをご利用ください。

クロネコメール便料金・お届け日数早見表はこちら

到着の目安がわかる荷物お問い合わせシステムもご利用できます。

荷物のお問い合わせはこちら

※宅急便の荷物お問い合わせシステムとは異なりますのであらかじめご了承ください。
- クロネコメール便は宅急便と異なり、情報更新に時間がかかります。
- 追跡情報は「発送」および「投函完了」のみ表示となります。
  詳しい追跡情報をご希望のお客様は宅急便をご利用ください。

※ご出荷の際、クロネコメール便お問合せ番号およびお届け先住所をお控えください。お控えがない場合は、荷物の配達状況に関するお問い合わせにお答えできない場合がございます。

取り扱いサイズ

長辺34cm以内・厚さ2cm以内の縦＋横＋厚さの合計が60cm以内で重量1,000g以内のもの。

A4サイズの目安は角２封筒以内のサイズとなります。（角２封筒＝縦：33.2cm・横：24cm以内）

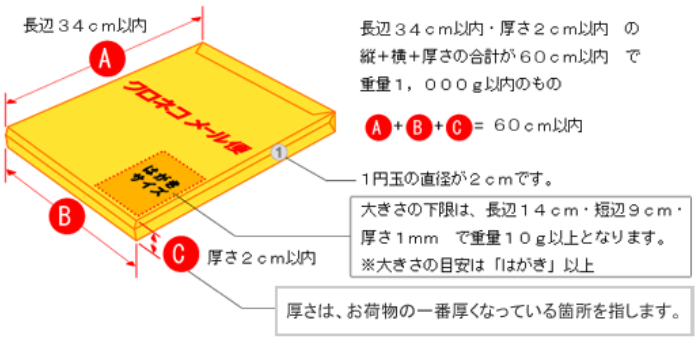

ご注意

厚さの基準（2cm以内）は、お荷物の一番厚くなっている箇所を厚さ測定定規（※下図参照）で測定し、定規に力を加えずに奥までスムーズに挟める厚さを限度とします。

▼厚さ測定定規

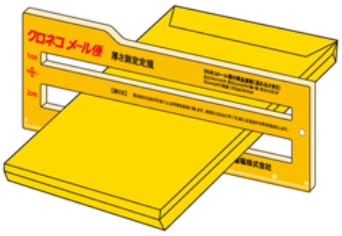

※封筒の中で荷物が動いてしまい厚さが一定にならない場合は、動かない様に固定をしてください。
※押しつぶしたり、定規に無理矢理押つけて通るものはお預かりできません。

クロネコメール便の料金(全国一律)

サイズ	A4（角2封筒）以内 厚さ＝1cmまで	A4（角2封筒）以内 厚さ＝2cmまで
料　金	80円	160円

※上記料金には消費税および地方消費税が含まれています。
※クロネコメール便速達サービスは上記料金にプラス100円で翌日にお届けします。
　目安として600km圏内は翌日、600km圏以上は翌々日のお届けになります。（離島・一部地域を除く）

料金・お届け日数早見表

クロネコメール便料金・お届け日数早見表はこちら

ご利用上の注意

- 信書(お手紙・請求書等)はお預かりできません。
  ※信書に該当する文書に関する指針はこちらをご覧ください。
- 補償が必要となるものはお預かりできません。
  ※紛失・破損があった場合は、運賃の返金、もしくは、代替品の無償運送となります。
  ※配達が遅延した場合の補償はございません。
  ※オークションの落札品など売買にかかわる商品で補償が必要となるものは宅急便をご利用ください。
- 取り扱いサイズを超えるものはお預かりできません。
- 郵便私書箱宛てはお預かりできません。
- お取り扱いできるもの・できないものについてはこちらをご覧ください。
- 配達日時および曜日の指定はできません。
- 受領の確認を希望される方は、宅急便をご利用ください。
- 着払いをご希望のお客様は宅急便をご利用ください。

なお、クロネコメール便の詳細は、クロネコメール便約款によります。

お問い合わせをする

オーイ　クロネコ
0120-01-9625
受付時間：午前8時から午後9時まで(年中無休)

※お客様が電話を発信された地域を担当するサービスセンターへつながります。
※携帯電話からはナビダイヤルをご利用ください。
※PHS・050IP電話ご利用のお客様は、050-3786-3333へお掛けください。

Copyright (C) 2013 Yamato Transport Co., Ltd. All Rights Reserved.

経歴等の公表

法人名　日本郵便株式会社　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
代表取締役社長 兼執行役員社長	髙橋　亨	平成２５年　６月２８日	昭和５２年　４月　郵政省入省 平成１６年　１月　総務省郵政行政局次長 平成１７年　８月　日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部副本部長 平成１８年　２月　日本郵政株式会社執行役員 平成１９年１０月　株式会社ゆうちょ銀行常務執行役 平成２１年　６月　株式会社ゆうちょ銀行専務執行役 平成２２年１０月　日本郵政株式会社専務執行役 平成２２年１０月　郵便局株式会社専務執行役員 平成２３年　４月　ＪＰホテルサービス株式会社取締役 平成２４年１０月　日本郵便株式会社取締役副社長兼執行役員副社長 平成２５年　１月　日本郵政株式会社執行役副社長 平成２５年　６月　日本郵政株式会社取締役 平成２５年　６月　日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長
代表取締役副社長 兼執行役員副社長	伊東　敏朗	平成２５年　６月２８日	昭和５１年　４月　郵政省入省 平成１５年　４月　日本郵政公社九州支社長 平成１６年　６月　日本郵政公社経営企画部門企画役 平成１８年　２月　日本郵政株式会社執行役員 平成１９年　７月　日本郵政スタッフ株式会社代表取締役社長 平成１９年１０月　郵便事業株式会社常務執行役員 平成１９年１０月　日本郵政スタッフ株式会社取締役 平成１９年１１月　日本郵政株式会社常務執行役 平成２１年　２月　日本郵便輸送株式会社取締役 平成２１年　６月　郵便事業株式会社専務執行役員 平成２１年　６月　日本郵政株式会社専務執行役 平成２２年　６月　日本郵便輸送株式会社代表取締役副社長 平成２３年　４月　郵便事業株式会社取締役副社長 平成２４年１０月　日本郵便株式会社取締役副社長兼執行役員副社長 平成２５年　６月　日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員副社長

甲19号証

経歴等の公表

法人名　日本郵便株式会社　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
代表取締役副社長 兼執行役員副社長	斎尾　親徳	平成２５年　６月２８日	昭和４９年　４月　郵政省入省 平成１５年　４月　日本郵政公社理事 平成１９年１０月　郵便局株式会社監査役 平成２１年１１月　郵便局株式会社取締役副社長 平成２２年　３月　日本郵政株式会社専務執行役 平成２４年１０月　日本郵便株式会社取締役副社長兼執行役員副社長 平成２５年　６月　日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員副社長
社外取締役 （非常勤）	鈴木　康雄	平成２５年　６月２８日	昭和４８年　４月　郵政省入省 平成２１年　７月　総務事務次官 平成２２年　１月　総務省顧問 平成２２年１０月　株式会社損害保険ジャパン顧問 平成２５年　６月　日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長 平成２５年　６月　日本郵便株式会社社外取締役
監査役	元女　久光	平成２５年　６月２８日	昭和５０年　４月　郵政省入省 平成１８年　４月　日本郵政公社理事 平成１９年１０月　郵便事業株式会社監査役 平成２１年１１月　株式会社かんぽ生命保険専務執行役 平成２２年　９月　郵便事業株式会社専務執行役員 平成２２年１０月　株式会社ＪＰメディアダイレクト監査役 平成２３年　６月　株式会社ＪＰメディアダイレクト取締役 平成２４年１０月　日本郵便株式会社専務執行役員 平成２５年　１月　日本郵便株式会社取締役副社長兼執行役員副社長 平成２５年　６月　日本郵便株式会社監査役

甲20号証

経歴等の公表

法人名　株式会社ＪＰロジサービス　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
代表取締役会長	白金　郁夫	平成２５年　４月　１日	昭和５０年　４月　郵政省入省 平成１５年　４月　日本郵政公社東海支社長 平成１７年　４月　日本郵政公社執行役員 平成１８年　２月　日本郵政株式会社執行役員 平成１９年　７月　日本郵政スタッフ株式会社社外取締役 平成１９年１０月　郵便事業株式会社専務執行役員 平成２３年　４月　日本郵便輸送株式会社代表取締役副社長 平成２５年　４月　株式会社ＪＰロジサービス代表取締役会長
代表取締役社長	濱　俊之	平成２５年　４月　１日	昭和５４年　４月　郵政省入省 平成１５年　４月　日本郵政公社郵便事業本部総務部長 平成１９年１０月　郵便事業株式会社関東支社長 平成２２年　６月　郵便事業株式会社執行役員 平成２４年　６月　株式会社ＪＰロジサービス取締役 平成２４年１０月　日本郵便株式会社執行役員 平成２５年　４月　株式会社ＪＰロジサービス代表取締役社長
取締役	山桝　敬人	平成２５年　６月２１日	昭和４４年１１月　郵政省入省 平成１９年１０月　郵便事業株式会社尼崎支店長 平成２１年　４月　郵便事業株式会社神戸支店長 平成２３年　４月　日本郵便株式会社近畿支社専門役 平成２５年　６月　株式会社ＪＰロジサービス取締役
監査役 （非常勤）	清水　初己	平成２２年１０月　１日	昭和４５年　４月　郵政省入省 平成１４年　８月　郵政事業庁北海道郵政監察局長 平成１８年　４月　日本郵政公社執行役員東海支社長 平成１９年１０月　郵便事業株式会社執行役員 平成２２年　６月　ＪＰビズメール株式会社代表取締役社長執行役員 平成２２年１０月　株式会社ＪＰロジサービス監査役 平成２４年　６月　ＪＰビズメール株式会社代表取締役会長執行役員 平成２５年　４月　ＪＰビズメール株式会社代表取締役社長執行役員

経歴等の公表

法人名　ＪＰビズメール株式会社　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
代表取締役 社長執行役員	清水　初己	平成２５年　４月　１日	昭和４５年　４月　郵政省入省 平成１４年　８月　郵政事業庁北海道郵政監察局長 平成１８年　４月　日本郵政公社執行役員　東海支社長 平成１９年１０月　郵便事業株式会社執行役員 平成２２年　６月　ＪＰビズメール株式会社代表取締役社長執行役員 平成２２年１０月　株式会社ＪＰロジサービス監査役 平成２４年　６月　ＪＰビズメール株式会社代表取締役会長執行役員 平成２５年　４月　ＪＰビズメール株式会社代表取締役社長執行役員

経歴等の公表

法人名　株式会社ＪＰメディアダイレクト　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
代表取締役ＣＥＯ	日谷　修	平成２５年　６月２８日	昭和４２年　３月　郵政省入省 平成１６年　７月　日本郵政公社近畿支社郵便事業部次長 平成１９年１０月　郵便事業株式会社近畿支社副支社長 平成２２年　４月　郵便事業株式会社地域営業本部長 平成２２年　７月　郵便事業株式会社執行役員地域営業本部長 平成２４年　２月　郵便事業株式会社常務執行役員営業本部副本部長 平成２４年１０月　日本郵便株式会社常務執行役員営業本部副本部長 平成２５年　１月　日本郵便株式会社常務執行役員営業本部長 平成２５年　６月　株式会社ＪＰメディアダイレクト代表取締役ＣＥＯ
監査役	栗山　英俊	平成２３年　６月２２日	昭和５２年　４月　郵政省入省 平成１３年　７月　郵政事業庁郵務部管理課長 平成１６年　４月　日本郵政公社東京監察室長 平成１９年１０月　郵便事業株式会社近畿支社長 平成２０年　６月　ＪＰエクスプレス株式会社取締役 平成２１年　４月　ＪＰエクスプレス株式会社代表取締役 平成２２年　６月　郵便事業株式会社執行役員 平成２３年　６月　株式会社ＪＰメディアダイレクト監査役

経歴等の公表

法人名　ＪＰｻﾝｷｭｳｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾛｼﾞｽﾃｨｸｽ株式会社　　(平成25年10月1日現在)

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
専務取締役	原　　昇	平成２０年　７月　１日	昭和５１年　４月　日本通運株式会社入社 平成１９年　４月　日本商事株式会社ロジスティクスソリューション事業部調査役 平成１９年１０月　郵便事業株式会社国際事業本部国際物流事業部担当部長 平成２０年　７月　ＪＰｻﾝｷｭｳｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾛｼﾞｽﾃｨｸｽ株式会社専務取締役

経歴等の公表

法人名　日本郵便輸送株式会社　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
代表取締役副社長 執行役員副社長	三輪　享生	平成２５年　４月　１日	昭和４９年　４月　三菱重工株式会社入社 平成１７年　４月　三菱重工株式会社下関造船所副所長 平成１９年　６月　日本郵政株式会社顧問 平成１９年１０月　郵便事業株式会社常務執行役員 平成１９年１１月　日本郵便輸送株式会社社外取締役 平成２２年１０月　日本郵政株式会社常務執行役 平成２３年　４月　郵便事業株式会社常務執行役員 平成２４年１０月　日本郵便株式会社専務執行役員 平成２５年　４月　日本郵便輸送株式会社代表取締役副社長執行役員副社長 平成２５年　８月　ニッテイ物流技術株式会社取締役
取締役 執行役員	西原　由哲	平成２５年　４月　１日	昭和５０年　４月　郵政省入省 平成１９年１０月　郵便事業株式会社管理部門総務部長兼人事部長 平成２０年　４月　郵便事業株式会社管理部門人事部長 平成２２年　４月　郵便事業株式会社東海支社長 平成２４年　６月　日本郵便輸送株式会社総務部長 平成２４年　８月　日本郵便輸送株式会社執行役員総務部長 平成２５年　４月　日本郵便輸送株式会社取締役執行役員
取締役 執行役員	桜井　仁志	平成２５年　６月２１日	昭和５３年　４月　郵政省入省 平成１６年　４月　日本郵政公社大阪監査室長 平成１８年　４月　日本郵政公社東京監査室長 平成１９年１０月　郵便局株式会社東京監査室長 平成２２年　４月　郵便局株式会社監査部長 平成２４年　３月　郵便局株式会社信越支社長 平成２４年１０月　日本郵便株式会社信越支社長 平成２５年　４月　日本郵便株式会社顧問 平成２５年　６月　日本郵便輸送株式会社取締役執行役員

経歴等の公表

法人名　ニッテイ物流技術株式会社　　（平成25年10月1日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
取締役 （非常勤）	三輪　享生	平成２５年　８月　１日	昭和４９年　４月　三菱重工株式会社入社 平成１７年　４月　三菱重工株式会社下関造船所副所長 平成１９年　６月　日本郵政株式会社顧問 平成１９年１０月　郵便事業株式会社常務執行役員 平成１９年１１月　日本郵便輸送株式会社社外取締役 平成２２年１０月　日本郵政株式会社常務執行役 平成２３年　４月　郵便事業株式会社常務執行役員 平成２４年１０月　日本郵便株式会社専務執行役員 平成２５年　４月　日本郵便輸送株式会社代表取締役副社長執行役員副社長 平成２５年　８月　ニッテイ物流技術株式会社取締役

経歴等の公表

法人名　株式会社郵便局物販サービス　（平成25年10月１日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
監査役	櫛引　喜久男	平成２５年　７月　１日	昭和４３年１０月　郵政省入省 平成１３年　１月　郵政事業庁東京郵政局貯金部長 平成１５年　４月　日本郵政公社広報部門広報部お客様相談担当部長 平成１７年　４月　日本郵政公社南関東支社長 平成１９年１０月　郵便局株式会社総務部長 平成２０年　６月　郵便局株式会社執行役員 平成２２年　９月　郵便局株式会社常務執行役員 平成２２年１０月　株式会社ゆうちょ銀行常務執行役 平成２４年１０月　日本郵便株式会社常務執行役員 平成２５年　７月　株式会社郵便局物販サービス監査役

経歴等の公表

法人名　ＪＰビルマネジメント株式会社　（平成25年10月１日現在）

役　職	氏　名	就任年月日	経　　歴
監査役 （非常勤）	西村　清司	平成２３年　４月　１日	昭和４９年　４月　自治省入省 平成１５年　４月　日本郵政公社理事 平成１９年１０月　郵便局株式会社監査役 平成２１年　６月　郵便局ビジネスサポート株式会社監査役 平成２３年　４月　ＪＰビルマネジメント株式会社監査役 平成２４年１０月　日本郵便株式会社監査役 平成２５年　６月　日本郵便株式会社顧問

甲21号証

国の自殺率順リスト

出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

国の自殺率順リスト(くにのじさつりつじゅんリスト)は、世界の国を自殺率の高い国から順に並べたものである。データはWHO(2009年)による。各国で公式に自殺に分類されたものに基づくとしている。男性の自殺率は男性の人口から、女性の自殺率は女性の人口からそれぞれ導き出されたものである。国全体の自殺率は、男性・女性それぞれの自殺率を平均したものではなく、国民全体の自殺者数を国民全体の人口で割って導き出している(男女比が1:1であるとは限らないため)。データは各国で最も直近に行われた調査による。

概要

国際的に見ると、旧社会主義国ならびに日本や韓国における自殺率が高く、ラテン・アメリカ諸国や自殺が宗教的に禁じられているイスラム諸国では自殺率が統計上低い傾向がある。

順位表

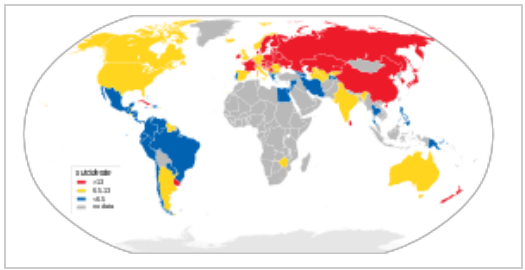

人口10万人あたりの自殺者数を色で表した地図。

人口10万人あたりの自殺者数[1]

位	国名	男性	女性	全体	年
1	韓国[2]	49.6	21.4	33.5	2010
2	リトアニア[3]	58.5	8.8	31.5	2009
3	カザフスタン	46.2	9.0	26.9	2007
4	ベラルーシ[4]	N/A	N/A	25.3	2010
5	日本[5]	33.5	14.6	23.8	2011
6	ロシア	N/A	N/A	23.5	2010
7	ガイアナ	33.8	11.6	22.9	2005
8	ウクライナ	40.9	7.0	22.6	2005
9	スリランカ[6]	N/A	N/A	21.6	1996
10	ハンガリー[3]	37.1	8.6	21.5	2008
11	ラトビア	34.1	7.7	19.9	2007
12	スロベニア[7]	32.1	7.9	19.8	2008
13	セルビア・モンテネグロ	28.4	11.1	19.5	2006
14	フィンランド	28.9	9.0	18.8	2007
15	ベルギー	27.2	9.5	18.2	1999
16	クロアチア	26.9	9.7	18.0	2006
17	スイス	23.5	11.7	17.5	2006
18	フランス	25.5	9.0	17.0	2006
19	エストニア[3]	29.1	6.2	16.5	2008
20	ウルグアイ	26.0	6.3	15.8	2004
21	モルドバ	28.0	4.3	15.7	2007
22	オーストリア	23.8	7.4	15.4	2007
23	南アフリカ[8]	25.3	5.6	15.4	2005
24	香港	19.3	11.5	15.2	2006
25	ポーランド	26.8	4.4	15.2	2006
26	スリナム	23.9	4.8	14.4	2005

27	中国	13.0	14.8	13.9	1999
28	ニュージーランド[9]	20.3	6.5	13.2	2008
29	スウェーデン	18.1	8.3	13.2	2006
30	セーシェル[10]	N/A	N/A	13.2	1998
31	スロバキア	22.3	3.4	12.6	2005
32	キューバ	19.6	4.9	12.3	2006
33	トリニダード・トバゴ	20.4	4.0	12.0	2002
34	アイスランド	18.9	4.6	11.9	2007
35	チェコ[3]	20.2	4.2	11.8	2008
36	ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.3	3.3	11.8	1991
37	カナダ [11]	17.9	5.4	11.6	2005
38	ポルトガル	17.9	5.5	11.5	2004
39	ノルウェー	16.8	6.0	11.4	2006
40	ルーマニア	18.9	4.0	11.3	2007
41	アメリカ	17.7	4.5	11.1	2005
42	ルクセンブルク	17.7	4.3	11.0	2005
43	デンマーク[3]	16.0	5.7	10.6	2006
44	インド	12.2	9.1	10.6	1998
45	オーストラリア	16.7	4.4	10.5	2004
46	モーリシャス	16.0	4.8	10.4	2007
47	シンガポール	12.9	7.7	10.3	2006
48	チリ	17.4	3.4	10.3	2005
49	ブルガリア[3]	15.3	4.7	9.5	2007
50	ドイツ[3]	14.9	4.4	9.4	2007
51	アイルランド[3]	14.5	4.2	9.3	2008
52	イギリス[note 1][12]	17.7	5.4	9.2	2008
53	キルギス	14.4	3.7	9.0	2006
54	トルクメニスタン	13.8	3.5	8.6	1998
55	オランダ	11.6	5.0	8.3	2007
56	コスタリカ	13.2	2.5	8.0	2006
57	アルゼンチン	12.7	3.4	7.9	2005
58	ジンバブエ	10.6	5.2	7.9	1990
59	タイ	12.0	3.8	7.8	2002
60	セントルシア	10.4	5.0	7.7	2002
61	ベリーズ	13.4	1.6	7.6	2001
62	プエルトリコ	13.2	2.0	7.4	2005
63	ニカラグア	11.1	3.3	7.2	2005
64	エクアドル	9.1	4.5	6.8	2006
65	エルサルバドル	10.2	3.7	6.8	2006
66	マケドニア共和国	9.5	4.0	6.8	2003
67	マルタ	12.3	0.5	6.4	2007

68	スペイン[3]	9.6	3.0	6.1	2007
69	イスラエル[13]	9.9	2.1	5.8	2007
70	グレナダ	9.8	1.9	5.9	2005
71	パナマ	10.4	0.8	5.7	2006
72	イタリア[3]	8.4	2.3	5.2	2007
73	コロンビア	7.8	2.1	4.9	2005
74	ウズベキスタン	7.0	2.3	4.7	2005
75	ブラジル	7.3	1.9	4.6	2005
76	キプロス[3]	7.0	1.7	4.3	2008
77	パラグアイ	5.5	2.7	4.1	2004
78	メキシコ	6.8	1.3	4.0	2006
79	アルバニア [14]	4.7	3.3	4.0	2003
80	トルコ[15]	5.36	2.50	3.94	2008
81	ベネズエラ	6.1	1.4	3.8	2005
82	セントビンセント・グレナディーン	7.3	0.0	3.7	2004
83	バーレーン	4.9	0.5	3.1	1988
84	ギリシャ[3]	4.8	1.0	2.8	2008
85	タジキスタン	2.9	2.3	2.6	2001
86	アルメニア	3.9	1.0	2.4	2006
87	グアテマラ	3.6	1.1	2.3	2006
88	グルジア	3.4	1.1	2.2	2001
89	フィリピン	2.5	1.7	2.1	1993
90	クウェート	2.5	1.4	2.0	2002
91	ドミニカ共和国	2.6	0.6	1.6	2004
92	バハマ	1.9	0.0	1.0	2002
93	ペルー	1.1	0.6	0.9	2000
94	サントメ・プリンシペ	0.0	1.8	0.9	1987
95	バルバドス	1.4	0.0	0.7	2001
96	アゼルバイジャン	1.0	0.3	0.6	2007
97	モルディブ	0.7	0.0	0.3	2005
98	イラン	0.3	0.1	0.2	1991
99	ジャマイカ	0.3	0.0	0.1	1990
100	シリア	0.2	0.0	0.1	1985
101	エジプト	0.1	0.0	0.0	1987
102	ホンジュラス	0.0	0.0	0.0	1978
103	ヨルダン	0.0	0.0	0.0	1979
104	セントクリストファー・ネイビス	0.0	0.0	0.0	1995
105	アンティグア・バーブーダ	0.0	0.0	0.0	1995
106	ハイチ	0.0	0.0	0.0	2003

脚注

1. ^ Unless otherwise stated all statistics are from WHO: “Country reports and charts available (http://www.who.int/mental_health/prevention/suicide/country_reports/en/index.html)”. WHO website – Mental health. World Health Organization (2009年). 2010年6月1日閲覧。
2. ^ “Suicide main cause of death for those under 40 in S. Korea (http://english.yonhapnews.co.kr/national/2011/09/08/98/0302000000AEN20110908004600320F.HTML)”. Yonhap News. 2011年11月17日閲覧。
3. ^ a b c d e f g h i j k l “Death Due To Suicide (http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/refreshTableAction.do?tab=table&plugin=0&pcode=tps00122&language=en)”. Eurostat. European Commission (2009年). 2010年1月10日閲覧。
4. ^ “Is Suicide prophylactics the weakest point of psychiatric help? (http://naviny.by/rubrics/zdorovie/2010/02/26/ic_articles_292_166818/)”. Naviny.by (2010年). 2010年6月7日閲覧。
5. ^ “Asahi; LEAD: Suicides top 30,000 for 14th consecutive year in 2011+ (http://ajw.asahi.com/article/behind_news/social_affairs/AJ201201110021)”. Asahi (2012年1月11日). 2012年1月11日閲覧。
6. ^ Only the combined rate for both genders is available for 1996. Full statistics for both genders were last available for 1991 when the rate was men: 44.6, women: 16.8
7. ^ “Death Due To Suicide (http://www.stat.si/eng/novica_prikazi.aspx?id=2583)”. IVZ/STAT. Stat.si (2009年). 2010年1月28日閲覧。
8. ^ This data is for urban areas only. There is no recent data available for the whole of South Africa Burrows, Stephanie; Lucie Laflamme (2006年2月). “Suicide Mortality in South Africa” (http://www.springerlink.com/content/px7v1186u51k738w/). Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology 2009年7月5日閲覧。
9. ^ http://socialreport.msd.govt.nz/documents/2008/sr08-health.pdf New Zealand Government 2008 Social Report
10. ^ Only the combined rate for both genders is available for 1996. Full statistics for both genders were last available for 1985 when the rate was men: 21.5, women: 3.7
11. ^ Not WHO data
12. ^ “UK suicides increase in 2008 (http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100409114522/http://www.statistics.gov.uk/pdfdir/sui0110.pdf)”. Statistics.gov.uk. 2010年4月9日時点のオリジナル (http://www.statistics.gov.uk/pdfdir/sui0110.pdf)よりアーカイブ。2010年6月7日閲覧。
13. ^ http://www.health.gov.il/Download/pages/suicides07.pdf
14. ^ http://www.who.int/mental_health/prevention/suicide_rates/en/index.html
15. ^ http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetay&ArticleID=986936&Date=22.03.2010&CategoryID=77

ノート

1. ^ イギリスの自殺率は、実際には連合王国を構成する個々の国の間で大きく異なっている。

関連項目

- 自殺

外部リンク

- 世界の自殺統計 (http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/2770.html)
- 主要国の自殺率の長期推移 (http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/2774.html)

「http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=国の自殺率順リスト&oldid=49320115」から取得
カテゴリ: 自殺 | 国の一覧

- 最終更新 2013年10月5日 (土) 12:50 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。
- テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。

甲22号証

社会実情データ図録 TOP

8+1 6 ツイート 535

主要国の自殺率長期推移(1901～2010)

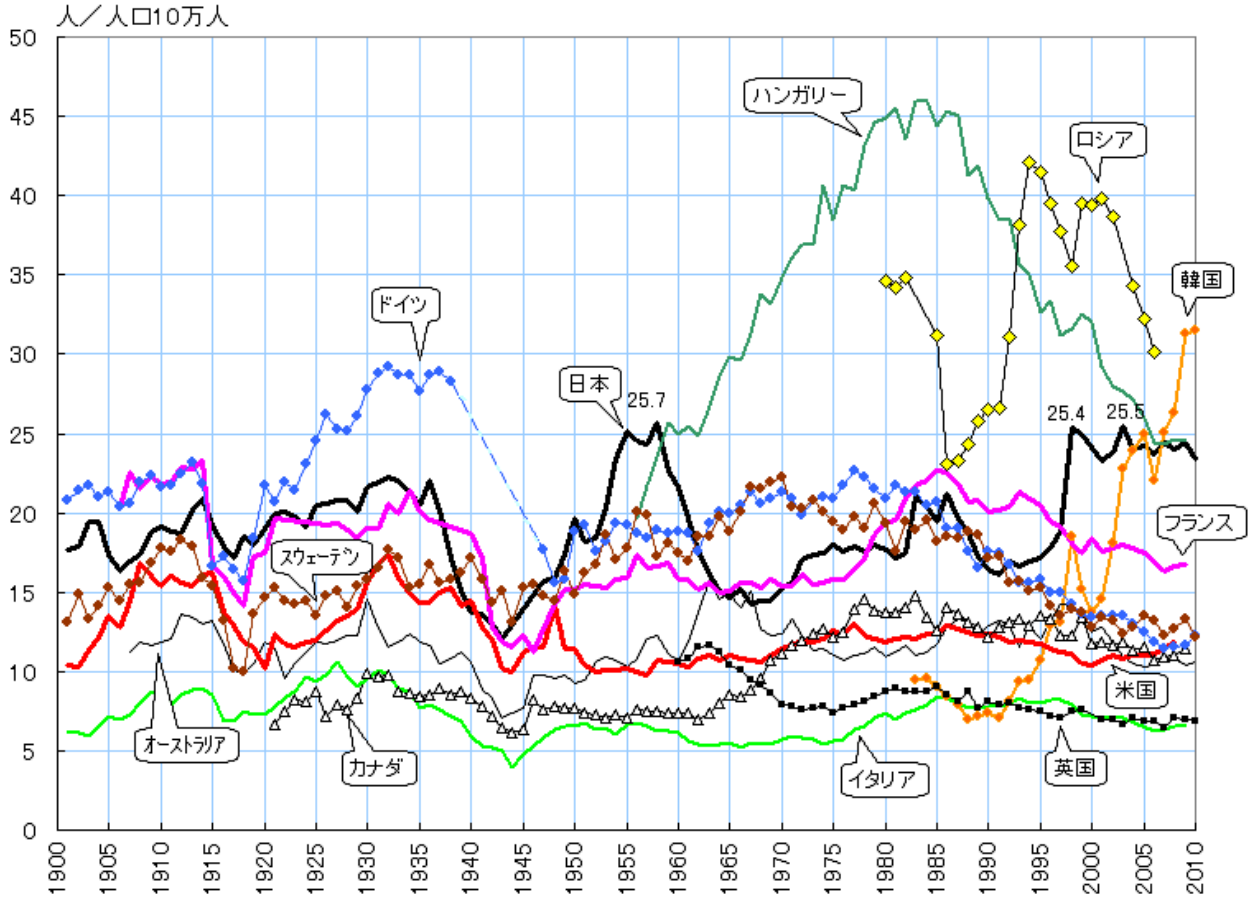

(注)東西ドイツ時代のドイツは西ドイツ。日本は人口動態統計による。OECD.Statの自殺率は自殺者数、人口から算出
(資料)厚生労働省「平成16年度人口動態調査特殊報告」、OECD.Stat 2013.1.17(日本、ロシア以外の1960年以降。ただし韓国は1985年以降、ドイツは1990年以降)、WHO(ロシア1980,2004～06年)

主要国の自殺率(人口10万人当たりの自殺数)について、20世紀初頭からの長期推移をグラフにした。データは厚生省資料とOECD.Stat(オンラインデータベース)による。

対象国は、日本、韓国、オーストラリア、米国、カナダ、フランス、ドイツ(西ドイツ)、イタリア、英国、ハンガリー、スウェーデン、ロシアの12カ国である。なお、以下で世界一とはこの12カ国中である。

1. 日本の自殺率の長期推移

日本の自殺率は1936年までは20人前後で緩やかな上昇傾向にあった。1937年の盧溝橋事件以降の日中戦争、そして太平洋戦争の時期には、急速に自殺率は低下し、戦前戦後を通じ最低レベルとなった。国家総動員法(1938年制定)下で自殺どころでなかったとも考えられる。

終戦後、高度成長が本格化するまで日本の自殺率は25人と世界一となった。社会保障が整備される以前であることから高齢者の自殺率が高かったことと戦後の価値観の大きな転換の中で若者の自殺率が急増したことが原因である(図録2760参照)。1958年の自殺率25.7人は過去最高の値である。その後の高度経済成長の中で、1959年国民健康保険法施行、1961年国民皆年金などの社会保障制度の充実や1960年所得倍増計画に代表される経済成長目標の国民的普及により、自殺率は、15人前後への低下した。国民全体で明るい夢を抱いていた時代だったといえよう。

サイト内検索
検索

関連図録

1173	中国・インド・ロシア・ブラジル・インドネシア・バングラデシュの人口増加率・人口動態
2140	メンタルヘルスの国際比較
2156	うつ病・躁うつ病の国際比較
2740-1	景気、失業者数、自殺者数の変動幅の推移
2758	自殺は本当に増えているのか
2770	自殺率の国際比較
2775	世界各国の自殺率と他殺率の相関

その後、1973年のオイルショック前後から自殺率は上昇に転じた。余り注目されなかったが、1983年の景気後退は自殺率の急増(前年の17.5人から21.0人へ)を招いた(図録4400、図録2740-1参照)。現在から振り返るとこれは1998年の自殺率急増の先駆だったといえる。自殺率が高い時期がしばらく続いたが、1990年前後のバブル景気の中で、自殺率は再度低下した。

1997年秋の三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券と立て続けの大型金融破綻事件がきっかけとなり、98年の5月にかけて失業者が急増し、自殺率も、97年から98年にかけて18.8人から25.4人へと急増した。このときは自殺者数も前年の2万3千人台から、一気に、3万1千人台へと急増したこともあって、社会的に大きく注目を浴びた(図録2740参照)。

長期的に観察すると、順位的に見て日本は戦前から世界の中でも基本的に自殺率の高い国であったのであり、①戦時期、②高度成長期、③バブル期という3つの精神的高揚期に自殺率が低くなったと考えた方が自然である。①と③の時期の直後にはそれぞれの期の夢から醒めた反動として自殺率が急騰したと考えることができる。

2. 国際比較(単年次の99カ国比較は図録2770参照)

国際比較をすると、自殺率世界一の国も時代によって変遷している点が、まず、目立っている。第1次世界大戦まではドイツ、フランスが最も自殺率が高く、第1次と第2次の世界大戦のいわゆる「戦間期」には、ドイツが断然一位の国であった。ドイツの1次大戦後に成立したワイマール体制は社民党主導といいながら帝政派、右翼、旧軍、官僚組織を存続させ、ベルサイユ体制による国際圧力とあいまって、急速に右翼勢力の台頭を許し、1929年大恐慌による経済破局を経て、1933年にヒットラー内閣の成立に至った。ワイマール体制が社会の安定に失敗していたことはこの間の自殺率の急騰に如実にあらわれているといえよう。

終戦直後から日本の高度成長期が本格化する以前には、日本が自殺率世界一となり、その後、日本に代わって、1960年代～80年代までハンガリーが世界一の自殺率を長く継続した(その間、スウェーデンが欧米先進国の中では第1位となった時期もある)。

もとから自殺率が低くはなかったロシアであるが、1991年のソ連崩壊後は、ロシアの自殺率が急増し、断然世界一となった。

米国、英国、カナダ、オーストラリアといったプロテスタント国、及びイタリアは、以上の国々と比較すると、比較的低い自殺率水準で推移している。米国は自殺率が低い反面、ほとんど自殺行為ともいうべき極端な肥満によって多くの人間が命を落としている状況については、図録8800参照のこと。

日本の高度成長期には自殺率が急減したのと対照的にドイツやスウェーデンでは1960年代～70年代に自殺率が上昇している。スウェーデンでは戦後、1970年まで自殺率が上昇したが、これは、高度経済成長を実現するため女性の就業を急拡大させたため女性を家庭から奪われ、「家庭の崩壊」が進んだためといわれる(同時期、離婚率、犯罪率も上昇)。その後、家庭機能の劣化を国家の福祉政策により埋めるスウェーデン・モデルが確立し、再度、自殺率は減少していったとされる(北岡孝義「スウェーデンはなぜ強いのか」(2010年、PHP新書)、図録1505参照)。

ヨーロッパ主要国、ドイツやスウェーデンの自殺率が、その後、低下傾向を辿る中でフランスの値の相対的な高さが目立つようになっている。2009年9月には、フランステレコムで前年2月以降の自殺者の数は23人に上ったことが大きなニュースとなり、パリにあるオフィスの顧客サービス部署の4階から飛び降りて自殺した23人目のステファニーさんが自殺の理由として父親宛のメールで「部署の再編成が許せない。新たな上司のもとで働くくらいなら死んだほうがまし」と述べたことが報じられた(AFPBB News 2009.9.19)。英エコノミスト誌も、驚くべきは同社の自殺率は国全体と同じ水準であり、労働時間が短く労働者保護も手厚いフランスで何故高い自殺率？やはり職場の不安定、人間関係の崩壊が原因かと論評している(October

	相関
3274	仕事のストレスの国際比較
8800	米国では肥満が社会問題化
8985	ロシアの平均寿命の推移

図録書籍 図書案内

新刊！

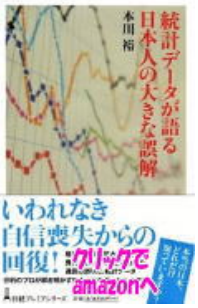

既刊第1弾 既刊第2弾

10th 2009)。(フランスの労働時間は図録3100、フランスのメンタルヘルスやストレスが深刻な状況は図録2140、3274参照)

韓国の自殺率は低い水準であったが、1990年代に上昇しはじめた。特にアジア通貨危機後の1998年に急増し、その後、落ち着いたが、最近、再度、上昇が続き、ついに日本を抜き、そして、2007年からはOECD諸国最高値を示すこととなった。合計特殊出生率の急落とともに社会の変化が急であることがうかがわれる(合計特殊出生率の急落は図録1550参照。2010年の俳優パク・ヨンハの自殺を巡るコメントは図録2770参照)。

各国の自殺率はその国固有の事情で変動を繰り返しているが、ほとんどの国でシンクロナイズした減少傾向が見られる時期がある。すなわち1914年～18年の第1次世界大戦、及び1939年～45年の第2次世界大戦の時期である。世界大戦が各国社会に対して共通の大きな影響を及ぼしていたことが如実にうかがわれるデータである。

(2005年10月29日収録、2006年9月26日日本・韓国更新、2009年11月11日更新、2011年8月26日更新、2013年1月17日更新、日本の自殺率の長期推移についてのまとめコメント追加
)